

平成16年（ワ）第14236号 損害賠償請求事件

原告 三井マリ子

被告 豊中市 外1名

準備書面

2005年8月22日

大阪地方裁判所第5民事部 合議2B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	寺	沢	勝	子
弁護士	川	西	渥	子
弁護士	大	野	町	子
弁護士	渡	辺	和	恵
弁護士	石	田	法	子
弁護士	宮	地	光	子
弁護士	長	岡	麻	寿恵
弁護士	紀	藤	正	樹
弁護士	越	尾	邦	仁
弁護士	島	尾	恵	理
弁護士	乘	井	弥	生
弁護士	溝	上	絢	子

もくじ

第1	当然更新を前提とする雇用契約であった	8
1	寄付行為、規則で定める館長職	8
(1)	寄付行為	8
(2)	事務局組織・事務分掌規則	8
2	原告も被告財団事務局も当然更新を前提に行動していた	9
(1)	「5周年」記念イベント	9
(2)	2003(平成15)年7月の原告の活動	10
第2	「市のトップの判断」で決まった原告排除	11
1	「トップの判断で」原告排除	11
(1)	突然、「市のトップの意向で」と告げられて	11
(2)	「計画変更はできないというのがトップの判断であった」	11
(3)	2003(平成15)年10月15日に作成された乙第8号証	12
2	2003(平成15)年10月15日の被告豊中市の決定	12
(1)	乙第8号証	12
(2)	「市として決定した案」	13
(3)	とよなかすてっぷユニオンへの申入れ	14
3	通常ではありえない被告財団の行動(その1)	15
(1)	寄付行為	15
ア	寄付行為34条2項	15
イ	寄付行為36条	15

(2) 手続上の問題点	16
ア 被告財団事務局では全く検討されていない	16
イ 寄付行為の変更に向けての動きが全くない	17
ウ 被告財団理事長が実際に行った指示	19
(ア) 2003（平成15）年10月30日の指示	19
(イ) 2003（平成15）年12月22日の指示	19
(ウ) とよなかすてっぷユニオンへの申入れ	20
(3) 被告財団理事長の念頭にあったのは市が決定した原告排除だけ	20
4 通常ではありえない被告らの行動（その2）	21
(1) 被告豊中市の主張	21
(2) 予算に関する定め	21
ア 地方自治法、地方自治法施行令、豊中市財務規則	21
イ 給与費の内訳を明らかにした給与費明細書	22
(3) 2004（平成16）年度の予算要求説明書	23
ア 被告らの釈明	23
イ 「取り敢えず」との主張に対して	23
ウ 「補助金の予算要求の具体化」としての職員体制の変更のはず	24
エ 事業課長のプロパー化	26
オ 理事会決議と異なる乙第13、14号証	27
(4) どうしてこんなことが起こったのか	29
ア 被告らが決めていたのは原告排除	29
イ 補助金、予算はもっばら市のトップとの折衝で	30
ウ うっかり出してしまった裏予算要求書	30
エ まとめ	31

第3	本件雇止めは正当理由がなく不法行為である	31
1	トップ判断による原告排除	31
2	すてっぷ事務局での議論はなかった	31
(1)	第1次山本試案	32
(2)	第2次山本試案	33
ア	2003(平成15)年6月9日の運営会議で「組織体制変更」 は報告・検討・議論されていない	33
イ	「議論できていない」との事務局長発言	35
3	突然の「トップの意向」による原告排除通告	35
(1)	原告は被告豊中市からの原告排除通告を了承したことはない	35
(2)	原告に対する常勤館長の打診はなかった	36
4	本件雇止めには正当理由はない	37
(1)	被告らの主張による正当理由	37
(2)	本件雇止めには正当理由はない	37
ア	市派遣職員の減数と常勤プロパー職員の増員	37
イ	予算(人件費)の点	38
ウ	後任の市派遣職員の事務局長の適任者確保の困難について	39
エ	男女共同参画計画の運用開始時期について	39
(3)	「屋上屋となる」との主張に対して	40
(4)	すてっぷの事業の継続性を全く考えていない	41
ア	「3年は種まき期」	41
イ	具体的なすてっぷ事業の継続性の必要	41

(ア)	三井マリ子のすてっぷ出前講座	41
(イ)	三井マリ子の英語でエンパワーメント インターネット編	42
(ウ)	すてっぷチラシ	42
(エ)	すてっぷ利用者の女性市民とのパートナーシップ	42
(オ)	ノルウェーを中心とする北欧諸国との交流	43
(カ)	デンマーク初のDVシェルターについてのビデオ	43
(キ)	北欧EUポスター展	43
(ク)	私企業とのパートナーシップ	43
ウ	すてっぷ事業の継続性を無視した原告排除	44
第4	選考過程	45
1	被告豊中市の被告財団との関係	45
(1)	被告豊中市が握る予算決定権	45
(2)	被告豊中市が握る人事権	45
ア	被告豊中市主導の候補者リストアップと就任要請	45
イ	実質的決定権限がない理事会	46
ウ	ありえない候補者選任過程	47
エ	訴外桂の後任募集	48
オ	まとめ	49
2	訴外桂の館長就任は決まっており、選考委員会は形式だけの茶番だった	50
(1)	訴外桂は選考委員会で対抗馬がおり選考されることすら知らなかった	50
ア	形だけの面接	50
イ	虚偽の説明	51

ウ 選任を確約	51
(2) 不公正な選考委員選任と訴外桂選考のための選考委員会	51
3 原告の館長としての実績評価と被告財団の選考基準（マネジメント能力）について	53
(1) 訴外桂に対する説得	53
(2) 原告のマネジメント力	54
(3) 「第一義的には三井さんです」	55
4 パートタイム労働法指針の適用について	56
5 「被告豊中市の責任」について	57
(1) 予算・人事を掌握する被告豊中市	57
(2) トップの判断	57
(3) 最終案は書き直されていた	58
第5 なぜ被告豊中市は、この時期に原告を排除することを決定したのか	59
1 条例制定と引き替えに三井外しの密約	59
2 真の平等実現とバックラッシュ攻撃	60
3 豊中市男女共同参画推進条例制定までの攻防	62
(1) 概要	62
(2) バックラッシュ攻撃の経緯	65
2002年7月8日	65

2002年7月18日	66
2002年7月25日	66
2002年8月2日	67
2002年9月24日	68
2002年10月11日	68
2002年10月25日	68
2002年10月26日	68
2002年11月21日	69
2002年12月3日	69
2002年12月6日	70
2002年12月18日	70
2003年2月	71
2003年3月20日	71
2003年8月	72
2003年8月29日	72
2003年9月	72
2003年9月16日	73
2003年9月24日	73
2003年10月1日	77
2003年10月10日	78

(3) すてっぷの「組織変更による事務局長兼務常勤館長化」の動き	78
----------------------------------	----

(4) 条例制定後も被告豊中市以外で行われた原告への攻撃	79
------------------------------	----

第1 当然更新を前提とする雇用契約であった

1 寄付行為、規則で定める館長職

(1) 寄付行為

すてっぷ館長は寄付行為第34条2項に定める職員であり、寄付行為の変更をしなければ廃止できない職であるが、被告らは、これを知っていたと第3準備書面において回答した。

つまり、すてっぷ館長は被告らが主張するような「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」や、単なる「象徴」や「看板」、「広告塔」などではなく、寄付行為第34条2項に定める職員であり、寄付行為の変更をしなければ廃止できない職なのであり、かつ、被告らの釈明によれば、これを被告らも知っていたということになる。

(2) 事務局組織・事務分掌規則

被告財団は求釈明に答えて、第3準備書面で丙第1号証の事務局組織・事務分掌規則の変更は現在までなされていないとする。

事務局組織・事務分掌規則第5条を再度確認すると以下のとおりである。

第5条 館長、事務局長、事務局次長、課長、課長補佐、主任の職責は次のとおりとする。

(1) 館長 財団事務局を代表し、理事長の命を受け、所轄の事務を掌理するとともに、所属員を指揮監督する

2 館長の職務は、財団の目的を推進するための啓発、広報活動及び財団事業の企画、立案、実施を統括する。

被告財団は、「上記目的を達成するために立案された館長募集要

綱案において非常勤館長募集にあたっての職務内容を『財団が行う事業の企画・立案及び実施の統括。財団が実施する講座等の講師』に限定した。」（被告財団準備書面2の6頁）とする。

しかし、被告財団は館長を常勤化した後もこの事務局組織・事務分掌規則を変更していない。

これは、館長職は事務局組織・事務分掌規則5条に規定するとおりであって非常勤館長であるか、常勤館長であるかによって館長の職務内容は異ならず、同じであるということである。

つまり、事務局組織・事務分掌規則の規定からも、すてっぷ館長は常勤化した2004（平成16）年4月1日以降もその職務内容は変わらず、従ってすてっぷ館長は「設立時から立ち上げ段階の一次的なもの」ではなく、単なる「象徴」「看板」や「広告塔」ではないことが分かる。

館長が事務局長と兼務になったことによって、従来、事務局長が行ってきた日常的な管理監督業務をも館長が行うようになったのは兼務であるから当然のことである。

2 原告も被告財団事務局も当然更新を前提に行動していた

(1) 「5周年」記念イベント

甲第36号証のレジユメには、原告がメモした「5周年」との記載がある。レジユメの「2. 案件」3項には「3) すてっぷ3周年に向けての取り組み」とあるが、このとき、原告は「3周年のイベントを大々的にしなくても、2年後の5周年という節目に大きく取り組もう」と提案し、「3周年」の記載を抹消したのである。即ち、当時原告は5周年時点においても館長としてすてっぷの業務を行うつもりであり、山本事務局長らを含む当日の運営会議参加者も、

それは当然のことと受け止めていた。

なお、被告豊中市は、原告が2004（平成16）年1月27日に「非常勤館長として少なくとも4年で、自分は5年を考えている」と回答した等と主張し（被告豊中市第1準備書面20頁）、被告財団は、原告が2003（平成15）年12月15日「1年契約だったが、前助役から4年と言われ、4、5年は働くつもりであった」（被告財団準備書面2、17頁）と言ったので期間の定めがあると認識していたと主張する。

しかし原告は4、5年で退職すると考えていたのではないし、そのように述べたことは一度もない。

原告は、前助役から「少なくとも4年」と言われたこともあり、「少なくとも4年以上」働き続けることは当然と考えていた。実際、ドーンセンターの非常勤職員も創立以来10年近く働き続けていたし、原告自身もそのように考えていたのである。

(2) 2003（平成15）年7月の原告の活動

また被告豊中市は、斉藤助役が「一応3年程度は考えていたので、そのくらいの期間を言ったことがあるかもしれないが、4年という半端な数字を言うことはないと思うとのことである」と主張する（被告豊中市第1準備書面2頁）。

しかし、もし斉藤助役が「3年」という期間を区切ったとすれば、2003（平成15）年8月末時点で原告は館長職に区切りをつける予定をしていたはずということになる。しかし、実際には原告は、同年7月には自費で渡仏し、フランス初の女性の権利省大臣をすてっぷに招聘する交渉を行い、またフランスの女性運動のポスター収集にあたった。これらのすてっぷ館長としての仕事は、ある程度長

期の取り組みを要するものであったし、そもそも館長職の契約期間が限定されていたのであれば、そのような業務のために自費で渡仏するはずもない。

また、非常勤館長の廃止というすてっぷの「組織体制変更」について原告が知らされていたのであれば、同じく、この時期にすてっぷの業務のために自費で渡仏するはずはないのである。

第2 「市のトップの判断」で決まった原告排除

1 「トップの判断で」原告排除

(1) 突然、「市のトップの意向で」と告げられて

原告は2003（平成15）年11月8日、午後9時すぎ、被告豊中市の人権文化部長と男女共同参画推進課長から突然、「トップの意向で、館長と事務局長を一本化し、非常勤館長を廃止する。」と被告財団の組織変更について告げられた。

被告豊中市は「トップの意向で」と言ったかどうかについては争っているようであるが、原告がこのように言われたことは事実である。

原告は同年12月15日、口頭および書面によって、被告豊中市の本郷人権文化部長にこの組織変更案の見直しをしてほしいとの要請を行った（甲第33号証）。

(2) 「計画変更はできないというのがトップの判断であった」

被告豊中市の本郷人権文化部長は2004（平成16）年2月1日の被告財団の理事会において「平成15年12月15日に三井さんから計画の見直しの要請があったことも理事長と助役に伝えた。」と述べたうえ、「計画変更はできないというのがトップの判

断であった」（丙第16号証理事会議事録5頁）と報告している。従って、少なくとも、原告が事業の継続性を具体的に示した上で行った「非常勤館長の廃止、館長と事務局長の一本化についての見直しはできないか」との要請に対して、「計画変更はできないというのがトップの判断であった」ことを被告豊中市の本郷人権文化部長が理事会で発言しているのである。

「計画変更はできないというのがトップの判断であった」ということはとりもなおさず、「事務局長の常勤プロパー化と非常勤館長の廃止」という計画そのものが「トップの判断であった」から、その「計画の変更はできない」と「トップ」が判断したということにはかならない。

(3) 2003(平成15)年10月15日に作成された乙第8号証

乙第8号証の2003(平成15)年10月15日の被告豊中市の決定は「現館長は・・・平成16年3月で3年半を経過するが館長として当初の目的は果たしたものと考える」としており、「現館長」すなわち原告に関するものである。この「現館長」＝原告を非常勤館長の廃止というかたちで排除することに被告豊中市が「トップの判断で」決定し、その決定に従って、男女共同参画推進課が2003(平成15)年10月15日に乙第8号証を作成したのである。

「計画変更はできない」というのは、まさに、「現館長」である原告を排除することについての「計画変更はできない」ということなのである。

2 2003(平成15)年10月15日の被告豊中市の決定

(1) 乙第8号証

乙第8号証は2003(平成15)年10月15日に被告豊中市の男女共同参画推進課が作成したものである。

これによれば、「平成16年3月末、市派遣の事務局長が3年の派遣期間を満了になる。また館長についても3年半を経過しているため、次のように整理する。」とされ、第1に「非常勤館長職の平成16年度からの廃止」が上げられている。

また、「全国公募で就任した現館長は知名度を生かし全国に「豊中くすてっぷ」を機会あるごとに発信し看板的な役割を果たしてきている。平成16年3月で3年半を経過するが館長職として当初の目的は果たしたものと考える」とされている。

つまり、乙第8号証は現館長である原告の処遇についてのものであり、非常勤館長職の2004(平成16)年度からの廃止という形で原告を2004(平成16)年3月31日に雇止めするというものである。

次に「事務局長職、館長職を一本化し組織運営の全体統括者として位置づけ、事務局長をプロパー化」があげられている。

事務局長については3年で交替する市派遣職員ではなく、プロパー職員を充てる。このことによって組織運営の安定性、継続性の確保が維持されやすく財団事業の柔軟な展開が期待できるとされている。

(2) 「市として決定した案」

被告豊中市第1準備書面13頁では、2003(平成15)年11月8日に被告豊中市の人権文化部長と男女共同参画推進課長が原告に説明した内容について「④これは市として決定した案であり」としている。

すなわち、被告豊中市は2003（平成15）年10月15日に「非常勤館長職を平成16年度から廃止するので原告の更新はできない」という形で原告をすてっぷから排除することを決定したのである。

(3) とよなかすてっぷユニオンへの申入れ

この2003（平成15）年10月15日の被告豊中市の決定に従って被告財団は、理事会での議論も決議もない状況で、2003（平成15）年12月25日、第3者であるとよなかすてっぷユニオンに「事務局体制の変更について（申入れ）」を行った（甲第35号証）。

これには、「2004年4月1日付けで財団法人とよなか男女共同参画推進財団事務局体制を下記のとおり変更したく、事前協議をよろしくお願いいたします。」とあり、変更の内容は館長職が廃止され「事務局長職を事務局運営の全体統括者とする」とされ「職員構成 ③ 非常勤嘱託職員（館長）の1名減員」とされている。

この内容は寄付行為の変更を伴うものであり、被告豊中市の第3準備書面2頁によれば「事務レベルでの組織変更案が理事会開催に先立っての正・副理事長打合せ会議で原案承認されれば、理事会の議題に組織変更案と併せて『寄付行為の変更』も議題としてあげることが当然予定されていた。」と主張する。

これによれば、被告財団の理事には何も知らされず、被告財団の役員会である正・副理事長打合せ会議でも議論されず、理事会に寄付行為の変更を伴う組織変更案を「議題としてあげる」こともされないうちに、寄付行為の変更を前提とする「事務局体制の変更についての申入れ」が被告財団からとよなかすてっぷユニオンになされ

ているのである。

被告豊中市は第1準備書面14頁で「とよなかすてっぷユニオンへの事前協議の申入れは使用者である被告財団が行ったものであって被告豊中市は関与していない。」と主張する。しかし、少なくとも被告財団が被告財団の理事には何も知らせない状況で既に決定されたことであるとして「事務局体制の変更についての申入れ」をとよなかすてっぷユニオンに行ったことは間違いない。

3 通常ではありえない被告財団の行動（その1）

一被告財団理事長の念頭には寄付行為はなかった。あったのは市が決定した原告排除のみ一

(1) 寄付行為

ア 寄付行為34条2項

寄付行為34条2項は事務局に館長並びに事務局長その他の職員を置くと定めており、寄付行為36条は寄付行為の変更について規定し、理事数の4分の3以上の議決を得かつ大阪府知事の認可を得なければ変更することができないと定めている。

被告らは、第3準備書面で原告の求釈明に答えて「寄付行為34条2項の規定は当初から了知していた」とする。

これに続けて、「寄付行為の変更を必要とする事務レベルでの組織変更案が理事会開催に先立っての正副理事長打合せ会議で原案承認されれば、理事会の議題に組織変更案と併せて『寄付行為の変更』も議題としてあげることが当然予定されていた。・・・理事会において、寄付行為の変更を前提とする組織変更案が議決されれば、当然、寄付行為の変更承認決議も得られると考えられた。」とする。

イ 寄付行為36条

寄付行為 36 条によれば、寄付行為の変更は理事数の 4 分の 3 以上の議決を得なければ変更することができないと規定しており、寄付行為 28 条で「理事会の定足数を理事数の 3 分の 2」と定め、同 29 条で定める「出席した理事の過半数」とする通常の議決とは異なっている。

従って、その議決要件からして理事会において、「寄付行為の変更を前提とする組織変更案が議決されれば、当然、寄付行為の変更承認決議も得られる」ということにはならない。

更に、仮に理事数の 4 分の 3 以上の賛成を得られたとしても、寄付行為 36 条は「大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。」と定めており大阪府知事の認可が何時得られるのかも問題となる。

(2) 手続上の問題点

ア 被告財団事務局では全く検討されていない

被告財団は、少なくとも 2000 (平成 12) 年には独立した財団として成立している。2003 (平成 15) 年 10 月 15 日に被告豊中市が決定した被告財団の事務局職員体制は、まさに被告財団の事務局の職員体制そのものなのであるから、まず館長職にある原告も含めた被告財団事務局において十分な検討がなされるべきものである。

ところが、被告財団事務局において被告財団の事務局職員体制の変更について検討されたことはない。

被告財団内で唯一乙第 8 号証の被告豊中市の決定に関与した山本事務局長は 2004 (平成 16) 年 2 月 1 日の被告財団理事会において「(被告財団の) 運営会議では議論できていないが」(丙 1

6号証2頁)と被告財団事務局において被告財団の事務局職員体制の変更について議論されていないことを認めている。

被告財団は第2準備書面16頁において「その組織変更案は被告財団の懸案事項として長期間にわたって検討されてきていたことが明らかである。」とするが、そのような事実はない。この点については第3で詳述する。

実際には、被告財団事務局において被告財団の事務局職員体制の変更について議論されることなく、被告豊中市が被告財団の事務局職員体制の変更を決定したのであり、このこと自体が異常なことである。

イ 寄付行為の変更に向けての動きが全くない

被告らはそれぞれの第3準備書面において、2003(平成15)年10月15日に被告豊中市が決定した被告財団の事務局職員体制は、館長職の廃止を内容とするものであり寄付行為の変更を要するものであることを了知していたと主張する。

ところで、被告豊中市の準備書面2の9～10頁によれば、「平成15年10月30日に被告豊中市の人権文化部長、担当課長は被告財団理事長に面談し、非常勤館長職の廃止、館長職と事務局長職を一本化しプロパー職員を充て事務局長とすること、非常勤館長の更新はないことを説明し、了承を受け、同時に事務局長候補者への打診について人権文化部長が行うことも承認を受けた。」と主張する。

そして理事長からは「原告の来年度の更新がなくなり原告が雇止めとなるため原告に早急に上記の説明をしておくように指示があった。」と主張する。

通常であれば、理事長からは、まず、被告財団の事務局職員体制

の変更について被告財団事務局において十分議論されたのかどうかの質問がその時に被告豊中市に、その後被告財団事務局になされるはずであるが、それが全くなされていない。

更に、被告豊中市の乙第8号証の内容の事務局職員体制の変更は、寄付行為の変更が必要な事態である。従って、被告財団としては初めての事態であるから、被告豊中市の他の財団で先例があるのか、あるとすれば、理事会での決議がされたとして大阪府知事の認可を得る手続きおよびそれに要する日数などはどのようになっているのか、被告豊中市の他の財団で先例がないとすれば、大阪府下の他の財団での先例に当たるようになどの指示が理事長からなされるはずである。

また、被告財団理事長から2004(平成16)年4月1日実施のためには何時までに理事会を招集すればよいのかを当たるようにとの指示が被告財団事務局になされるはずであるが、同年1月10日までにこれになされた形跡はない。

更に、理事会は理事長が招集するが、理事数の4分の3の要件を満たして寄付行為の変更が可決できる見通しがあるのか、票読みはできているのか、今後できるのか、実際にも当たるようにとの指示を理事長が2004(平成16)年1月10日までにした形跡はないし、理事長自らが当たったとの形跡もない。そもそも、被告財団の理事は何も知らされていなかったのである。

寄付行為26条3項によれば、理事会の招集は書面をもって「少なくとも7日前までに通知しなければならない」と定めている。また、2004(平成16)年4月1日実施を予定するのであれば、補助金予算案の議会上程の期限は地方自治法第211条1項により平成16年3月11日である。

これらの日程からして、理事数の4分の3賛成の要件を満たして寄付行為の変更が可決できる見通し、大阪府知事の認可を得る手続きおよびそれに要する日数についての検討が、2004(平成16)年1月10日までになされないことは通常ありえないことである。

更に、事務局組織・事務分掌規則(丙第1号証)第3条は各課の事務分掌について定め、総務課の②の項で「寄付行為、規則その他の規定の制定及び改廃に関すること」と定めており、寄付行為の変更について、少なくとも理事長から事務局長へ事務局長から総務課員へ2004(平成16)年1月10日までに何らかの指示がなされるはずであるが、何らなされていない。

ウ 被告財団理事長が実際に行った指示

(ア) 2003(平成15)年10月30日の指示

被告豊中市第2準備書面9～10頁によれば、2003(平成15)年10月30日に人権文化部長及び担当課長は、被告財団理事長に面談し乙第8号証の内容を説明し、了承を受けた。その際、被告財団理事長から受けた指示は「館長と事務局長が一本化され、常勤化されれば、非常勤館長職が廃止され原告の来年度の更新がなくなり、原告が雇止めとなるため、原告に早急に上記の説明をしておくように」であった(指示の対象は、何故か被告豊中市の人権文化部長と担当課長である)。

(イ) 2003(平成15)年12月22日の指示

被告豊中市第2準備書面12頁によれば、2003(平成15)年12月22日午後、人権文化部長と担当課長は、被告財団理事長と会談し、訴外桂の内諾と寝屋川市への挨拶を報告した。理事長からは「1月頃に臨時理事会を開催し、平成16年度からの事務局体制の強化について理事会に諮る必要がある」との指示があ

った（指示の対象は、被告豊中市の人権文化部長と担当課長である）。

指示のあった1月頃に開催される臨時理事会の議題は寄付行為34条2項の変更である。すなわち寄付行為36条の寄付行為変更の要件を満たさねば変更できないが、この後も寄付行為変更に向けた動きはない。

(ウ) とよなかすてっぷユニオンへの申入れ

2003（平成15）年12月25日に、被告財団は理事長名でとよなかすてっぷユニオンに「事務局体制の変更について（申入れ）」を行っている。

理事長名でなされているから、被告財団理事長の指示なく行われることはありえない。

つまり被告財団は、被告財団の臨時理事会を1月に開催する予定にすぎない段階で、つまり理事には何らの説明もされない段階で、理事長名で被告財団の寄付行為の変更を前提とする事務局体制の変更をとよなかすてっぷユニオンに提示したのである。

(3) 被告財団理事長の念頭にあったのは市が決定した原告排除だけ

被告豊中市の2003（平成15年）10月15日の決定は、非常勤館長の廃止による原告の雇止め、および事務局長のプロパー化である。

これを受けた被告財団理事長の同年10月30日の被告豊中市の人権文化部長と担当課長への指示は、前記のとおり「原告の来年度の更新がなくなり、原告が雇止めとなるため、原告に早急に上記の説明をしておくように」であった。

すなわち、乙第8号証のとおり被告豊中市が2003（平成15）

年10月15日に決定し第1に掲げたことは「非常勤館長の廃止による原告の雇止め」であり、このため、これを聞いた被告財団理事長は「原告の来年度の更新がなくなり、原告が雇止めとなるため、原告に早急に上記の説明をしておくように」と指示したのであり、「原告の雇止め」こそが決定されたことなのである。

そして後任の訴外桂の就任の内諾を得られたとの報告を同年12月22日に受けてはじめて被告財団理事長は臨時理事会の開催の指示をしている。

しかし、被告財団理事長の念頭にもしも寄付行為の変更があったならば、被告財団の理事長がすべきこと、するはずのことは3(2)アイ記載のとおりである。ところが、実際になされたのは前記の指示であり、寄付行為の変更は少なくともこの時期は理事長の念頭にはなく、あったのは被告豊中市がした原告排除の決定のみである。

4 通常ではありえない被告らの行動 (その2)

—「補助金を予算要求するための具体化」との主張と法令に反する
予算要求説明書—

(1) 被告豊中市の主張

被告豊中市は「補助金を予算要求するためその具体化を協議し」2003(平成15)年10月中旬頃、平成16年度事務局職員体制を決定したと主張する(第1準備書面8、9、15頁等)。

(2) 予算に関する定め

ア 地方自治法、地方自治法施行令、豊中市財務規則

地方自治法第211条1項は「普通公共団体の長は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。

その場合において、普通公共団体の長は、遅くとも年度開始前、・・・その他の市および町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようになければならない。」2項は「普通公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。」と定めている。

地方自治法施行令第144条は「1項 地方自治法第211条2項に規定する政令で定める予算に関する説明書は次のとおりとする。1号 歳入、歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入、歳出予算事項別明細書および給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」と定めている。

豊中市財務規則第5条は「各部等の長は、前項第2項の通知に基づき、その所管に属する事務事業に係る翌年度の歳入歳出の見積りについて、歳入歳出予算見積書を作成し、別に定める期日までに財務部長に提出しなければならない。」と定め、同条2項は「各部等の長は、次の各号に掲げる行為をしようとしているとき又はしているときは、当該各号に定める書類を前項の書類と併せて提出しなければならない。⑤号「施行令第144条第1項第1号の規定による給与費の内訳を明らかにするものの作成 給与費見積書」と定めている。

イ 給与費の内訳を明らかにした給与費明細書

このように「給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」は地方自治法、同施行令に規定し、これを受けて豊中市財務規則第5条で定めている法令に根拠を置くものである。

従って、これが実際の給与費の内訳と異なっていることは通常はありえないことであり、給与費明細書を予算に関する説明書に記載するように規定していることは給与費の内訳については、中身はと

もかく人件費の総額さえ合えばよいというものではないことを示している。

よって、もしも「給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」が記載された予算に関する説明書と実際の給与費の内訳が異なっていれば、地方自治法第211条1項、2項、同施行令第144条1項1号、豊中市財務規則第5条1項、同2項⑤号違反になる。

被告財団は独立した法人であり地方公共団体ではないが、その財政の大部分を被告豊中市の補助金によっており、被告ら自身が被告豊中市の「予算要求の時期に合わせて」、と主張し実際にもこれまで上記法令に従って給与費明細書を記載した予算に関する説明書が提出されてきている。

(3) 2004(平成16)年度の予算要求説明書

ア 被告らの釈明

被告豊中市の第3準備書面3～4頁、被告財団の第3準備書面2～4頁によれば、2004(平成16)年度の予算要求説明書は2003(平成15)年11月5日頃に被告財団から被告豊中市に提出された。これが乙第11号証である。乙第12号証は同年12月9日頃に被告財団から被告豊中市に提出され、甲第34号証が同年12月19日頃に被告財団から被告豊中市に提出された。

これらの増額修正、減額修正は本件の論点とは直接関係がないものの、細かい点も含めた修正がなされている。

イ 「取り敢えず」との主張に対して

被告らは原告の求釈明に答えて、「2004年度の予算要求説明書では取り敢えず、現行、平成15年度の人員体制での要求を行うこととし被告豊中市も了解した。」とする。

しかしながら、まず、乙第11号証、乙第12号証、甲第34号証の予算要求説明書は、「現行、平成15年度の人員体制での要求」ではない。

乙第11号証の6頁の給与手当を見れば、管理費の管理運営費の項で、2003(平成15)年度は市派遣の事務局長と総務課長であるにも関わらず、2004(平成16)年度は市派遣の事務局長と総務主任となっている。2003(平成15)年度の人員体制とは異なっている。またパートについても異なっている。

このように、「2004年度の予算要求説明書では取り敢えず、現行、平成15年度の人員体制での要求を行うこととし被告豊中市も了解した。」のではない。

ウ 「補助金の予算要求の具体化」としての職員体制の変更の
ず

次に、「被告財団理事会で正式承認を得るのはしばらく先のことであり、また、この段階では組織変更に伴う具体的人件費を算出できないため」「当初要求段階では要求金額が固まらないため」とする。

しかし、被告豊中市は第1準備書面8、9、15頁において、概略「平成15年10月上旬頃から平成16年度の財団職員体制を含む補助金を予算要求するためその具体化について協議し、平成15年10月中旬頃には市派遣は総務課2人体制とし、市派遣の事務局長を常勤プロパーとし非常勤館長を廃止することになった。」と主張する。

更に「予算的(人件費)には派遣職員より常勤プロパーの方が低くなるので財政課の承認を得やすい」とも主張する。

「補助金を予算要求するためその具体化を協議して決めた」はず

なのに、具体化されたはずの協議して決めた内容が予算要求説明書には記載されていないのである。これでは、非常勤館長の廃止と事務局長の常勤プロパー化は「補助金を予算要求するため」ではないということになる。

予算要求説明書に記載もされていないのに、どうして「財政課の承認を得やすい」と言えるのかの説明もつかない。

被告豊中市第1準備書面9頁では「財政当局との折衝、予算確保の目途、更には理事会承認などの諸手続きを考慮すると時間的に余裕がないところから、その頃から、事前準備の役割分担として人権文化部で候補者リストづくりをはじめている。」と主張する。

甲第34号証は被告らの主張によっても、2003（平成15）年12月19日頃に被告財団から被告豊中市に提出されたものであり、市派遣の事務局長と非常勤館長職の給与、賃金を記載した予算要求説明書である。2003（平成15）年12月19日では、同年10月15日からは2ヶ月も経過しており、「当初要求段階」ではない。

この間にどのような「財政当局との折衝」を進めてきたというのか、結局提出された予算要求説明書とはまるで違う内容で「財政当局との折衝」をしたということになる。これでは「給与費の内訳を明らかにした給与費明細書」を予算要求説明書に記載することを定めた地方自治法、同施行令、豊中市財務規則第5条の規定の意味がなくなる。

常勤プロパーの事務局長の候補者には被告豊中市で人権文化部リストをつくり2003（平成15）年11月から当たっているが、常勤プロパーの事務局長の給与手当などの概算の算定をしないで候補者に当たることもありえない。すぐに断られれば別であるが、就

任要請の話を煮詰めるのに労働条件抜きなどということはありませんからである。

エ 事業課長のプロパー化

被告豊中市第2準備書面9頁、同第3準備書面4、5頁によれば、「事務局長が兼務している事業課長をプロパー化し事業課長を中心とした事業展開が必要であるが事業課長のプロパー化は課題とする。」「遅くとも平成17年度に実現するという形にしてワンクッションを置いた上、今後平成16年度予算確定までにプロパー化に努力する」「乙第8号証の表にあるように事業課長には派遣職員を充てておく」予定であったとする。

また、丙第16号証の第3回理事会議事録1頁では「(市派遣職員の)減員については、市の目標年度は平成17年度までに3人から2人に減らし」とあり被告豊中市の行財政改革における市派遣職員の減員の市の目標年度は2005(平成17)年度までに3人から2人に減らすということでこれに沿った2003(平成15)年10月15日の乙第8号証の決定がされたことになる。

つまり、2003(平成15)年10月15日に決まっていたのは、事務局長のプロパー化と非常勤館長の廃止に伴う原告の雇止めのみである。

事業課長のプロパー化は努力目標にすぎないのであるから乙第11号証の予算要求説明書には記載されないこともあり、被告豊中市の「財政状況を考慮すると最初から2名の同時プロパー化要求は」財政当局の理解が得られないだろうとの判断もありえるかも知れないが、これはもっぱら事業課長のプロパー化の問題である。

そして、被告豊中市は市長、助役に直接説明し、事業課長のプロパー化についての判断を求め予算確保の内諾を得たとする。しかも、

「事業課長の人件費は最終的には理事会で採用時期、方法等の具体的な見通しを財団で決定しなければ概算算定さえできない」と主張するが、2004（平成16）年2月1日の理事会では1号議案は可決されたが、事業課長の「採用時期、方法等の具体的な見通し」は議論も決定もされていない。しかるに、乙第13号証、乙第14号証の予算要求説明書では、事業費の項目にプロパーの事業課長の給与手当の記載がある。

オ 理事会決議と異なる乙第13、14号証

被告らはそれぞれの第3準備書面3頁で、「組織変更について理事会で議決する前であった」ので乙第11号証、乙第12号証、甲第34号証の予算要求説明書は「とりあえず平成15年度人員体制での要求額とした」と主張する。組織変更について理事会で議決した後については、被告財団第3準備書面4頁によれば以下のとおりである。

「被告財団は被告豊中市に対し平成16年2月2日、人件費について事務局体制変更に伴う修正予算要求を予算要求書の作成が間に合わなかったのでメモに基づき口頭で行い、翌3日、財団補助金の修正予算内示を被告財団は被告豊中市から口頭で受け、その後、平成16年2月11日、上記要求額の積算根拠として上記修正内容を記載した人件費部分のみの予算要求説明書を作成し、被告豊中市に提出した（乙第13号証）。

同年3月11日作成文書（乙第14号証）は、被告財団が同年3月の市議会予算委員会用の被告豊中市人権文化部内部資料として作成し被告豊中市の男女共同参画推進課に提出した。」

組織変更について理事会で議決した後に、被告財団が人件費について事務局体制変更に伴う修正予算要求を行ったのは、理事会の議

決によるはずであり理事会決議によるものでなければならない。

ところで、丙第13～16号証のとおり、被告財団の第3回理事会(2004年2月1日臨時理事会)で議案第1号として決議されたのは、館長に常勤プロパー職員を配置し事務局長職は常勤の館長が兼務すること、および事業課長に常勤プロパー職員を配置することである。

ところが、乙第13号証、乙第14号証の給与手当の項目では、事務局長に対して基本給のほか、通勤手当などが支払われる給与明細書となっている。館長は、嘱託職員、パートタイマーに支払われる賃金の項にあり、その金額はゼロと記載されている。

すなわち、被告財団は、常勤プロパーの事務局長に給与手当を支給するとの予算要求をしているのである。

被告豊中市は第1準備書面18頁で「下位職の事務局長が上位職の館長を兼務することはありえないものである。」と主張している。従って、常勤プロパーの事務局長が館長を兼務することはありえない。

乙第13号証、乙第14号証によれば、被告財団は常勤プロパーの事務局長に給与手当を支給するが、常勤館長(事務局長兼務)への給与手当の支払いはしないとの内容である。すなわち理事会が決定した常勤館長(事務局長兼務)は存在せず、兼務することはできないはずの常勤プロパーの事務局長が館長を兼務することになっている(兼務であるから給与はゼロである)。

予算要求説明書は地方自治法、同施行令、豊中市財務規則に定めるものであることは前記のとおりであるが、被告らはこれに違反するばかりでなく、理事会決議とも異なる予算要求を行っているのである。

(4) どうしてこんなことが起こったのか

ア 被告らが決めていたのは原告排除

以上のとおり、被告らが決めていたのは原告排除なのであり、これが貫かれたのである。

被告豊中市は、非常勤館長職を廃止して原告を排除しようとしたが、館長職を廃止するには被告財団の寄付行為が必要であるため、被告財団理事会は、館長を常勤化し、常勤館長・事務局長兼務とした。

乙第13号証が作成されたのは、2004（平成16）年2月11日であり、館長兼事務局長の採用選考が実施されたのは同月22日である。

被告豊中市の主張によれば、被告豊中市の人権文化部長は訴外桂に当たって、2003（平成15）年12月16日に「常勤プロパーの事務局長」としての就任の内諾を得、同月22日に寝屋川市に「桂さんにすてっぷ事務局長の内諾を頂いた」と挨拶に行っている。

乙第13号証、乙第14号証では被告財団はその内諾を得た「常勤プロパーの事務局長」（訴外桂）に給与手当を支払うとしているのであり、乙第13号証が作成された2004（平成16）年2月11日には22日の採用選考の実施を待つまでもなく、すでに原告排除は決まっていたことが分かる。少なくとも原告に平成16年度に給与手当を支払う予定は被告らには全くなかったことになる。

一貫しているのは、被告豊中市が2003（平成15）年10月15日に決定した、非常勤館長の廃止による原告の雇止めおよび事務局長のプロパー化である。このことが、乙第13号証、乙第14号証の常勤プロパーの事務局長への給与手当の支払いとして貫か

れたのである。

イ 補助金、予算はもっばら市のトップとの折衝で

被告らは「補助金を予算要求するためその具体化を協議して、事務局長の常勤プロパー化と非常勤館長の廃止」を決めたとするが、第1、4(3)でみたように、補助金を予算要求するために具体化されたはずの事務局長の常勤プロパー化と非常勤館長の廃止は予算要求説明書に記載がない。

従って、予算要求説明書に基づく財政当局との折衝はありえても、予算に関する折衝であるから数値を抜きの折衝などありえず、「事務局長の常勤プロパー化と非常勤館長の廃止」を内容とする財政当局との折衝は行いようがない。財政当局との折衝による変更は、実際に提出された予算要求説明書に基づく乙11号証、乙12号証、甲34号証への変更である。

しかし、予算要求説明書とは異なる内容を前提に「予算確保の目処」がついたため、2004（平成16）年1月15日には被告豊中市の内示が被告財団に対してなされたのである。

結局、地方自治法211条1項、2項、同施行令第144条1項1号、豊中市財務規則第5条1項、同2項⑤号の規定にはよらずに、事実とは異なる予算要求説明書が財務部長に提出され、これとは離れて、すなわち財政当局を飛び越えて、被告豊中市の人権文化部長が被告豊中市のトップ（市長、助役）と折衝し、「事務局長の常勤プロパー化と非常勤館長の廃止」「事業課長のプロパー化」に伴う補助金の予算の内示がなされたのである。

ウ うっかり出してしまった裏予算要求書

予算に関しては、市のトップとの折衝にしても数値を抜きにはありえない。

従って、人権文化部長と被告豊中市のトップが折衝して了解を得て、内示がなされるまでに何らの給与費明細書をつけた予算要求説明書もないということは通常考えられない。

また、「2月2日メモに基づき口頭で行い、翌3日、財団補助金の修正予算内示を被告財団は被告豊中市から口頭で受け」することも数値を前提にする以上通常考えられない。

そして、わざわざ、前記のとおり理事会決議と異なる内容の乙第13号証を被告財団が2月11日に作成し、さらに乙第14号証を3月11日に作成し、被告豊中市に提出するに至っては、考えられない事態である。

結局、考えられるのは、乙第13号証、乙第14号証と同じ内容の裏予算要求説明書が存在し、被告財団事務局長がうっかり、元のままの裏予算要求説明書を、2月11日、3月11日と日付を変えたただけで出してしまったということである。

エ まとめ

「市のトップの判断」による原告排除が決まっており、それに合わせて全てが動いたから、こんなにも通常ではありえない事態が発生したのである。

第3 本件雇止めは正当理由がなく不法行為である

1 トップ判断による原告排除

被告豊中市のトップの判断で原告排除が決められたことは第2記載のとおりである。

2 すてっぷ事務局での議論はなかった

被告豊中市・被告財団の主張する「組織変更」は、被告財団事務

局では何ら議論されることなく決定された。

(1) 第1次山本試案

被告豊中市の準備書面によれば、第1次山本試案（2002年8月19日）の概要は以下のとおりとなる。この第1次山本試案が被告財団事務局で議論されたことはない。

財団の職員体制を行財政改革の視点を踏まえながら最終目標年次を明確にした年次計画により整備をはかるとし、その内容として以下があげられている。

- ①市派遣職員の減数
- ②再任用職域の確保
- ③事業課全担当プロパーの職員採用・配置
- ④嘱託職員の減数
- ⑤パート職の廃止

このほか「課題として」の項で館長職の位置づけの確認を行う必要があるとされ、丙第6号証では「有期雇用職員の雇用契約更新期限について」もあげられている。

そして、「課題として」では「この間の館長職の配置効果について一定の評価を行うとともに」「看板役の必要性の是非も検討し、あらためて位置づけの確認を行う必要がある」とされている。

被告財団は少なくとも2000（平成12）年には独立した法人として成立している。

被告財団の職員体制の検討は、まさに被告財団の職員体制をどのようにしていくのかであり、「課題」とされている館長職についても被告財団の館長なのであるから、まず原告も含めた被告財団事務局において、次いで理事会において検討がなされ、年次計画により

整備をはかるかどうかの検討もしたうえで被告財団において決定されることである。

また、再任用職域の確保は被告豊中市にとって必要であるかもしれないが、被告財団とはかかわりのない事項である。

ところが、被告豊中市の準備書面によれば、被告財団事務局長は、第1次山本試案について被告財団において検討することなく、被告豊中市人権文化部に提出し、被告豊中市との間で意見交換をしたが、具体的な方針を定めるまでには到らなかったとされている。

この試案は被告豊中市からの派遣職員である山本事務局長と被告豊中市が検討し、意見交換したが、原告も含む被告財団の事務局にも理事会にも示されなかった。

(2) 第2次山本試案

2003年6月以降も、「組織体制変更」について被告財団事務局において議論されたことはない（第2次山本試案）。

ア 2003（平成15）年6月9日の運営会議で「組織体制変更」は報告・検討・議論されていない

被告らは、同年6月9日の財団運営会議で第2次山本試案が提出されたと主張し、「山本事務局長試案（甲9）が作成され、原告の出席した事務局運営会議に提出され討議されたと聞いているので、その内容は原告はこれまでに知っているはず」（被告豊中市第1準備書面13頁）、「事務局長の説明によれば前記第2次山本試案を平成15年6月に財団の事務局会議に提示して説明し検討がなされ、同運営会議ではこの試案の方向について特に異論はなかった」（同第2準備書面8頁）、「上記の山本試案が同年6月9日の運営会議に提示されて検討された」（被告財団第1

準備書面10頁) (同旨、同第2準備書面14頁) 等と主張している。

しかし実際には、6月9日、財団事務局運営会議では、このような「組織体制変更」について議論されたり検討されたりしたという事実はない。

2003(平成15)年6月9日の運営会議のレジュメ(予定される議事内容を書いたもの)は甲第36号証のとおりである。

これによれば、甲第9号証の「職員体制整備について」が資料として添付されている旨記載されているものの、議論も検討もされていない。甲第9号証は、2004(平成16)年1月になってから、原告が山本事務局長に依頼して交付を受けたものである。

組織体制変更の問題が現実には報告も議論もされていないことは、事前に準備され配布された運営会議のレジュメに、議題として記載されていないことから明らかである。また、原告が実際の会議中にレジュメに書き込んだメモにも一切記載されていない。この時の会議は、レジュメからも、原告のメモからも明らかのように、バックラッシュ対策及び組合交渉対策が議題であり、これについて報告、議論がなされたのである。

6月9日以後の運営会議は6月23日に予定されたが、それ以降も、すてっぷの組織体制が議論されたことはない。甲第9号証には、「最終的な職員体制を構想するにあたっては・・・館長職の配置効果について一定の評価を行うとともに、市立の施設、財団の館長職に求められる今後の役割を総合的に検討し、位置づけを改めて確認する必要がある」と記載されているが、現実には「館長の配置効果についての・・・評価」「館長職の今後の役割・・・位置づけ」の「検討」や「確認」がなされたことは一切ないのであ

る。

イ 「議論できていない」との事務局長発言

被告財団の事務局長は2004(平成16)年2月1日の理事会において、「運営会議では議論できていないが」(丙第16号証2頁)と発言し、被告財団の事務局長自身が被告財団の運営会議で議論していないことを認めているところである。

3 突然の「トップの意向」による原告排除通告

(1) 原告は被告豊中市からの原告排除通告を了承したことはない

2003(平成15)年11月8日、午後9時すぎ頃、被告豊中市の人権文化部長と男女共同参画推進課長が突然、すてっぷに原告を訪問して、非常勤館長を廃止し、館長と事務局長を一本化する旨通告するに至った。

両名の説明では「理事会で決定されることであるが、(市の)トップの意向である」とのことであった。被告豊中市第2準備書面10頁も「市として決定した」ものであると説明したことを認めており、一方的な決定、通告であった。

被告豊中市は、原告が「『残念であるが仕方がない』と言われたので、人権文化部長としては了承したものと理解した」(第2準備書面10頁)と主張する。

しかし、原告が仕方がない等と述べて「了承」した事実はない。原告は、突然、非常勤館長職の廃止を「市として決定した」事項であると通告された。人権文化部長と男女共同参画推進課長が原告のところに来たのは、当日の全事業が終了した後の、午後9時過ぎのことであった。夜遅く、突然のことでもあったので、原告は、とにかく聞いておくとの態度を取りつつ、「残念である」と述べたが、

「仕方ない」と「了承」したことはない。

「市として決定した」事項であり覆しようがないと通知されたので、その決定は「残念である」と述べたのである。

実際、突然の組織変更計画決定通告に対し、驚いた原告は、同年12月15日付で、この「組織変更計画」の再検討を被告豊中市に申し入れている（甲第33号証）。

(2)原告に対する常勤館長の打診はなかった

2003（平成15）年夏頃、山本事務局長から日常的な雑談の際、「万一館長が常勤化されたら、第一義的には三井さんですが」という会話が出た際、原告は「もしそういうことが決まったら話は別だが、実際に議論もされていない今は、特に考えていない」という意味で「無理でしょうね」と答えた。

館長を常勤化するというのであれば、原告も含めて館長職の役割や勤務形態について協議・検討を行い、まず原告に対し常勤の形態による勤務が可能か否かを確認するべきである。しかし被告豊中市は、原告に対する説明、協議・検討、意思の確認は全くせずに「トップの判断」で原告排除を決定し、これを被告豊中市の人権文化部長と男女共同参画推進課長を通じて通告したのである。

事務局長との日常会話での仮定のやりとりを口実に、被告豊中市が、原告は常勤館長を引き受けないと結論づけたことは不当という他ない。実際、原告は館長の常勤化案を知らされた直後に、自らを常勤館長に優先的に採用するよう求める申入書を、被告財団及び理事宛に提出している（甲第23号証）。

従って、被告豊中市が「（原告は）無理だとの返事」（被告豊中市第1準備書面16頁）があったなどと主張しているのは、事実

に反する。

また、「市トップの判断」で、2003（平成15）年10月15日には被告豊中市は非常勤館長職の廃止という形で原告排除を既に決めていた事実を照らせば、後になって考えた口実にすぎない。

4 本件雇止めには正当理由はない

(1) 被告らの主張による正当理由

被告らの主張では、被告豊中市第1準備書面14頁、17頁～18頁、第2準備書面9頁、被告財団第2準備書面11～12頁、16頁などによると原告に対する本件雇止め（平成16年4月であることの必要性）の正当理由は以下のとおりとなる。

- ① 派遣職員の事務局長が市に復帰するが後任の派遣は困難であるので管理監督者に常勤プロパー（正職員）を採用する
- ② 財政悪化のためプロパー職員の増員は先送りできない
- ③ 条例に基づく男女共同参画計画運用開始の時期である
- ④ 市の行財政改革の方針により派遣職員の体制見直しが必要

(2) 本件雇止めに正当理由はない

ア 市派遣職員の減数と常勤プロパー職員の増員

被告豊中市は、「市派遣職員の暫時引上げとプロパー職員の増員が市の行財政改革の方針として決定されていた。」と第1準備書面18頁で主張し、前記①、②、④の理由はそれに添うものである。

「市派遣職員の暫時引上げとプロパー職員の増員が市の行財政改革の方針として決定されていた。」かもしれないが、これらの理由は以下のとおり2004（平成16）年4月に非常勤館長職

を廃止し、同年3月末日で原告を雇止めする理由にはならない。

被告豊中市の主張によれば、日常の管理監督を行ってきたのは、市派遣事務局長である。

派遣職員の事務局長が市に復帰するが後任の派遣は困難であるのであれば、市派遣の事務局長をやめ、事務局長として常勤プロパー（正職員）を採用すれば、引き続き常勤プロパーの事務局長が日常の管理監督を行っていくことになるのであり、非常勤館長職廃止の理由にはならない。

イ 予算（人件費）の点

予算（人件費）的には市派遣職員より常勤プロパーの方が低くなるのであるから、人件費との関係では、市派遣職員の事務局長を常勤プロパーの事務局長にすることで人件費削減になり、非常勤館長職廃止の理由にはならない。

この点については、被告豊中市第1準備書面15頁、第2準備書面9頁等で「予算的（人件費）には派遣職員より常勤プロパーの方が低くなるので財政課の承認が得やすい」と被告らが主張し自認するところである。

ところが、被告財団は、例えば第1準備書面14頁で「プロパー職員の増員は平成16年度に実施しなければ、被告豊中市の財政悪化の影響でプロパー化の予算措置は極めて困難であった。・・・平成16年度からの組織変更が不可欠であった」と主張している。

しかし、「市派遣職員の暫時引上げとプロパー職員の増員が市の行財政改革の方針として決定されていた。」のであれば、「プロパー職員の増員は平成16年度に実施しなければ、予算措置は極めて困難であった。」ことはない。「市派遣職員の暫時引上げとプロパー職員の増員」という市の行財政改革の方針は、市派遣

職員の事務局長を常勤プロパーの事務局長にすれば達成できる。

これによって被告豊中市も認めるように、人件費は「派遣職員より常勤プロパーの方が低くなる」ので人件費削減にもなるのである。この場合は寄付行為の変更が必要ないことは勿論、何らの組織体制の変更の必要もない（事務局長が市派遣職員から常勤プロパー職員になるだけである）。

被告らの主張する「平成16年度実施が必要不可欠」とする根拠は、「補助金を予算要求するための具体化」として「組織体制の変更」を行う必要がある、これは「平成16年度実施が必要不可欠」であるとするが、「補助金を予算要求するための具体化」とは関係がなく、何ら「平成16年度実施が必要不可欠」ではないことは第2に述べたとおりである。

ウ 後任の市派遣職員の事務局長の適任者確保の困難について

また、後任の市派遣職員の事務局長の適任者確保の困難および市派遣職員の3年毎の交替および本人同意も挙げられているが、これは、市派遣事務局長をやめ、事務局長として常勤プロパー（正職員）を採用する理由にはなるが非常勤館長職廃止の理由にはならない。

エ 男女共同参画計画の運用開始時期について

更に、「③ 条例に基づく男女共同参画計画運用開始の時期である」については、すてっぷの事業の継続性も重要であり、「条例に基づく男女共同参画計画運用開始」に合わせて新たにすてっぷの事業を行うとしても、これは非常勤館長職を廃止し、原告を排除する理由にはならない。

このように、被告らの挙げる①～④の理由は非常勤館長職を廃止し、原告を排除する理由にはならない。

(3) 「屋上屋となる」との主張に対して

被告豊中市は第1準備書面15頁で「非常勤館長職が日常の管理監督を行うことは困難であり、管理監督者の常勤プロパー化に加え、非常勤館長職を従来どおり配置することは屋上屋となる。」とも主張する。

しかしながら、被告らの主張によれば、非常勤館長職が日常の管理監督を行うことは困難であり、日常の管理監督を行ってきたのは、市派遣事務局長であり、非常勤館長は事業の企画・立案、実施の統括を行ってきたのである。

市の行財政改革の方針に従って市派遣事務局長を引上げ、常勤プロパーの事務局長を採用し、常勤プロパーの事務局長が日常の管理監督を行い、従来どおり非常勤館長が事業の企画・立案、実施の統括を行えば、何ら屋上屋とはならないのである。

被告豊中市は同15頁で「常勤プロパーの事務局長は事業の企画・立案統括と内部管理業務とする」として従来の非常勤館長が行っていた事業の企画・立案、実施の統括を常勤プロパーの事務局長の業務に加えるから「屋上屋」のように見えるのであるが、前記のとおり人件費は派遣職員より常勤プロパーの方が低くなるのであるから、従来どおり常勤プロパーの事務局長が日常の管理監督を行い、非常勤館長が事業の企画・立案、実施の統括を行えばよいのであり、非常勤館長職廃止の理由にはならない。

実際にも、被告財団は今日に至るも事務局組織・事務分掌規則を変更していない。これは館長職の職務内容に変化がなかったことを示している。

(4)すてっぷの事業の継続性を全く考えていない

ア 「3年は種まき期」

被告らは原告の館長として行ってきた財団事業の企画、立案、実施については評価している。

ところで、原告は甲第33号証のとおり、2003(平成15)年12月に、被告豊中市に「事業の継続性」が必要であるとして、被告豊中市の「非常勤館長を廃止する」との計画の変更を申し出た。

これは甲第33号証のとおり、原告が中心となって企画執行してきたプロジェクトには計画途上のものが多く、2004(平成16)年3月で終了させるのでは企画の趣旨にそぐわないものが多かったからである。

しかも、「3年は種まき期」であると被告財団事務局の運営委員会で合意を得ながら事業化してきたものであった。

そこで、原告は具体的に被告豊中市にも、以下のとおりその内容を具体的に示して事業の継続の必要性を明らかにしたうえで、被告豊中市の「非常勤館長を廃止する」との計画の変更を申し出たのである。

イ 具体的なすてっぷ事業の継続性の必要

(ア) 三井マリ子のすてっぷ出前講座

これは、男女共同参画に親しみを持ってもらえるようにとの目的で、公民館、小中学校、会社に出向いてすてっぷの基本理念を実現していく企画である。

原告が2002(平成14)年から企画、広報を開始し、第1期は2002(平成14)年6月～2003(平成15)年3月まで、計8回を実行してきた。第2期の2003(平成15)年6月～2004(平成16)年3月までも、企画、実行予定の継続事業であ

るが、2003(平成15)年6月24日のアルファの会主催のジョコミュニティでの講座以降、山本事務局長の「条例制定をめぐる動きの下では中止してほしい」という内容の発言で広報も中断したままとなり、2回実行されたに止まった。

2003(平成15)年6月24日の講座は、後に、原告が「専業主婦は知能指数が低い」と発言したとの根も葉もない噂がたっていることが分かった講座である。この企画は地域に出向いて男女共同参画に親しみを持ってもらい、すてっぷの基本理念を実現するためには継続的に行う必要があるものであるが、山本事務局長の要請により中断している企画である。

(イ) 三井マリ子の英語でエンパワーメント インターネット編

これは人気のある唯一、授業料として収入を得られるジェンダー問題関連事業である。

第1期が2002(平成14)年2月にはじまったが、1期で教材の調査・収集をし、シラバスを作成し1期のパイロット期間から2期は2004(平成16)年2月～3月を予定しており、生きた英語の積み重ねとしては少なくとも4期ぐらいまでの構想で企画し、実行してきた継続事業である。

(ウ) すてっぷチラシ

2003(平成15)年事業担当の「すてっぷフライヤーコンテスト」企画として市民に広げ、募集審査を終え、2003(平成15)年秋に受賞作品が決定し受賞イベントが終了した。市民参画によるすてっぷのチラシ作りであり、印刷発行と活用はこれからであり、2004(平成16)年度で継続していく必要がある。

(エ) すてっぷ利用者の女性市民とのパートナーシップ

「女と健康フェスティバル」は年1回実施し3回目であり、継

続して実施する事業として企画、実行してきており今後の継続が必要である。

「女たちの映像祭」は2年に1回実施する企画で、2回目にあたる2004(平成16)年秋の共同企画がスタートしている。

ベリット・オース「5つの抑圧テクニック」の絵本発行プロジェクトについては、著者から著作権を獲得し、スウェーデンからイラスト使用权を獲得し、女性への抑圧の構造をどうすれば崩せるかについて分かりやすく絵本で紹介する企画であり、絵本発行に向けての準備が進行中である。

(オ) ノルウェーを中心とする北欧諸国との交流

政策決定への女性の参加の重要性と男女平等実現のためには何が必要でどうすれば実現できるかを、北欧の具体的実例によって市民に知ってもらうための企画であり、単に「すてっぷの存在感を高める」ために必要であったのではない。すてっぷの基本理念を実現するためには今後も継続していく必要があり、原告はその予定で動いていた。

(カ) デンマーク初のDVシェルターについてのビデオ

このビデオは原告が試験的に上映したところ、参加者から再上映を希望する声が多く、今後、上映権獲得や日本語サブタイトルをつける作業が必要であり、企画検討中である。

(キ) 北欧EUポスター展

北欧EU諸国の男女平等に関するポスターを解説パネル、解説冊子をつけて展示してきたが、「貸し出してほしい」との要望も強く、貸出要綱を作成してポスターを積極的に貸し出していく予定であった。

(ク) 私企業とのパートナーシップ

約150社をメンバーとする大阪同和問題企業連絡会に原告が出向いて男女共同参画のテーマで講演したことを契機に、同連絡会に所属する企業グループの男女共同参画についての自主的活動がはじまっており、原告はアドバイザーとして加わり、翌年度から計画の実行が検討されていた。

このように、原告は館長として継続的にすてっぷの基本理念を実現する事業を企画、実行してきたし、実際にもその事業は継続性を有するものであった。

ウ すてっぷ事業の継続性を無視した原告排除

被告豊中市の本郷人権文化部長が、原告がこのように具体的に示したすてっぷ事業の継続性について被告豊中市のトップに説明したのか、しても無駄なのでしなかったのかは明らかではない。どちらにせよ結果は、事業の継続の必要性を明らかにして非常勤館長廃止計画の変更を申し出た原告に対して、「計画変更はできないというのが市のトップの判断であった。」（丙第16号証5頁）のとおり非常勤館長の廃止は変えられないとして原告は雇止めされたのである。

その結果、すてっぷの事業の企画・提案・実施を統括していた原告は排除され、事業課長を兼務していた山本事務局長は被告豊中市に戻り、事業主任は新たに募集・採用予定の事業課長が兼務することとなった。

2004（平成16）年4月1日からは、新たに採用された館長が事務局長の仕事を兼務しながら、事業課長が就任するまでは事業の企画・立案・実施も行うことになったのである。

すてっぷの基本理念の実現を少しでも考慮したならば事業の継続性からみて通常こんなことが行われるはずはない。

原告排除は原告の行ってきた事業の継続をたち切り、男女平等の実現を阻む目的で行われたと言うほかない。

第4 選考過程

1 被告豊中市の被告財団との関係

(1) 被告豊中市が握る予算決定権

被告らは、被告豊中市が被告財団の人事権・予算決定権を事実上握っていること、原告をすてっぷから排除する目的で被告財団の組織体制を変更して原告を館長職から下ろすために組織変更案を練ったことを否認する。

しかし、「被告財団の予算要求内容自体については被告財団の意思で作成する」と言っても、実際は、被告豊中市が派遣する事務局長が、被告豊中市の担当部局の意向を受けて、被告豊中市が補助金として支出を決定した金額に合わせて予算要求をするに過ぎない。従って、予算要求は形式に過ぎず、被告財団は結局、被告豊中市の決定を受け入れるだけである。

(2) 被告豊中市が握る人事権

予算の影響を受ける人事についても同様である。事実上、被告財団が独自性を発揮する余地はなく、実質的な決定権限を有するのは、被告財団の理事会ではない。

ア 被告豊中市主導の候補者リストアップと就任要請

2004(平成16)年2月1日に開催された理事会においても、館長を公募によって選考するか公募によらずに選考にするかについての議論はなされたものの、具体的に誰を選考対象者にするのかについての決議は、一切なされていない。

同日の理事会においては、公募によらない選考にすること、選考委員を5名とし、委員選考は理事長に一任することが決定されると、理事長は会議終了前に中座し帰宅した。その後、本郷部長から、突如、次の発言がなされた。

「館長人事は市長の意向も働くわけです。正直言いまして、市長が議会に提案するのに、どなたが館長か、市長が了承していない方を議会に上程するというのは、今後の議会運営からもいろいろ問題が出ます。市長もその辺については全然知らないということにはならない。ということで、リストアップにつきましては、失礼な話ですけども副理事長にも相談なしですけども、市長と理事長に10人くらいリストアップしたものをあげております。それで当たれという了承のもとに、打診しました。しかし、結果的に、なんとか了承を得られたのはお1人です。対象は、今のところお1人です。」

つまり、理事会において公募による選考か公募によらない選考かを検討する以前に、既に、公募によらないことを前提とした候補者のリストアップと就任要請が、被告豊中市の主導により進められていたということである。かかる本郷発言は、人事について、実質的な決定権限を有するのは、被告財団の理事会では決してないことを如実に示すものである。本郷のかかる発言を受けて、理事の間からは「ショックだ。これまでの公募か選考かの話し合いは何だったのか？」との疑問の声が出たのも尤もなことである。

イ 実質的決定権限がない理事会

被告豊中市は、「人事案件は候補者のプライバシーの問題もあって取り扱いには慎重を要し、被告財団職員の任免権は理事長にあることから、候補者のリストアップの段階では、理事に知らせ

る必要はなく理事長の了承だけで何等問題はない。」と主張する。

人事案件はプライバシーの問題もあって取り扱いには慎重を要し、ある程度の密行性があることは否定しないが、被告豊中市が候補者をリストアップしたのは、人事の前提となる組織変更案そのものが理事会にかけられてもいない段階である。組織変更案が理事会で承認され、特定のポストの人選を依頼されたなら兎も角、どの様な組織変更が行われるものかさえ理事会が決定しないうちに、市が人選を密かに進め、他都市の公務を行う人物を館長に決定し内諾を得るという行為に出たのは、理事会には実質的な決定権限がないと被告豊中市が認識していたからにはほかならない。

ウ ありえない候補者選任過程

また、被告豊中市は、「候補者への打診作業についても、被告財団からの依頼により候補者のリストアップを行った被告豊中市が中心となってい、被告財団理事でもある人権文化部長が行っていた」ともいう。しかし、「被告財団からの依頼」とは、被告豊中市からの派遣職員であった山本事務局長と、被告豊中市人権文化部長及び男女共同参画推進課長が協議したというだけのことであって、被告財団の理事会ないし理事長が、リストアップや候補者への打診を依頼したわけでもない。

候補者の打診は理事長の依頼で始まったものではなく、早い時期から行われており、10人の候補者のうち、少なくとも2人については、11月11日（火）までに打診を受け、ただちに断っていた。

被告豊中市が、かかる行動に出ることができたのは、被告豊中市にとって、理事長や理事会などは、自己の意のままにどうにでもなる存在であることが明らかであったからである。被告豊中市

は「新組織体制に円滑に移行するための準備行為として当然必要なことで、組織体として行うべき通常の行為である」と主張するが、被告財団に多少なりとも自主性があれば、まずは理事会や評議員会の意向を確認した上で、候補者のリストアップや打診が行われるはずであり、あり得ない候補者選任過程である。

エ 訴外桂の後任募集

被告豊中市は、「被告財団及び被告豊中市男女共同参画推進課の事務レベルでは、候補者の内諾を得られれば、被告財団理事会で承認されるはずであるとの見込みで打診を行っていたもので、内諾を得ても最終決定機関は理事会である。」と主張する。

しかし、被告豊中市と寝屋川市の部長同士、課長同士が直接面談して話を進め、訴外桂に退職まで決意させた上、寝屋川市は、訴外桂の後任を市の広報誌上で公募までしていたのである。

被告豊中市も認めているように、2003(平成15)年12月22日、人権文化部長と男女共同参画推進課長は、寝屋川市役所に人・ふれあい部長を訪問し、「桂さんに、すてっぷの事務局長を内諾いただいた。ご迷惑をおかけしますがよろしく」と挨拶を行った。

このとき、寝屋川市立男女共同参画推進センターで専門員を務めていた訴外桂の直属上司であった男女共同参画課長兼「センター長」も同席していたが、この「センター長」と部長に対し、本郷部長と武井課長は、原告が3月31日で市の事情で更迭になり確実に同日限りで豊中市から排斥されることを話し、訴外桂が4月からすてっぷのトップ就任を受諾したことを話した。それを受けて、寝屋川市はただちに訴外桂退職後のポストを埋める後任募集のため、「寝屋川市広報」(1月15日発行)に間に合うよう記事原稿を書き、同誌に組み込んだのである。

「広報ねやがわ」（甲第28号証）に掲載された募集記事では、2004（平成16）年2月3日が、応募書類（小論文、履歴書等）の締め切りであり、同月中旬には、書類選考後の面接審査が行われることが告知されている。

原告と訴外桂の面接試験が実施されたのは、2004（平成16）年2月22日であるが、それ以前には、訴外桂の後任者が決定されていることになり、万一、訴外桂が不合格となっても、もとのポストに戻ることはできないのである。このような状況において、訴外桂を不合格にすることは、寝屋川市と交わした約束を反故にすることでもあり、被告豊中市が、同じ大阪府内の近隣自治体との約束を反故にするような事態をみすみす招くことはありえない。主要な人事のヘッドハンティングをするについて、100パーセントの確実性がなければ、双方の市当局の担当部長・課長が合意し、後任募集広告を寝屋川市民向けの広報に掲載するようなことなどしないことは明らかである。

また、寝屋川市の課長兼「センター長」は、被告豊中市の部長らからの正式要請を承諾すると、同センターで働く職員に「桂先生が来年度から豊中市のすてっぷの長としてヘッドハンティングされ、4月からここにいなくなる。しかし豊中市の理事会が終わるまでは口外禁止」と伝えた。当日、休暇をとっていた職員にも後日、一対一で伝えられたが、その際、課長兼センター長は同職員に対して「三井さんは更迭や」と明言している。寝屋川市職員が、このように断言できたのは、人権文化部長及び男女共同参画推進課長が、確実な決定事項として伝えたからにほかならない。

オ まとめ

このように、被告豊中市が、「内諾を得られれば、理事会で承認

されるはずである」と考えたのは、結局、被告財団に全く実質的な決定権限がなく、被告豊中市の意のままになることが100パーセント確実であり、被告豊中市が人事権・予算権も握っていることを自認していたからにはほかならない。

2 訴外桂の館長就任は決まっており、選考委員会は形式だけの茶番だった

(1) 訴外桂は選考委員会で対抗馬がおり選考されることすら知らなかった

ア 形だけの面接

被告豊中市は「平成16年1月15日、人権文化部長は訴外桂と面談して、『1月10日の理事長・副理事長会議で①館長が事務局長を兼務する②事務課長をプロパー採用する③新館長は選考委員会を設置して選考する』ことで理事会に諮ることになった旨を説明した。」と主張する。

しかし、訴外桂の新館長の決定は、被告豊中市により確約されており、選考委員会で対抗馬がおり、選考されることは訴外桂には知らされていなかった。訴外桂は、原告は了解して辞めるものだと知らされており、原告が選考委員会の選考対象であることを知らなかった。

訴外桂が原告に述べたところによると、被告豊中市の本郷部長は、訴外桂に対し、面接する理由について「型どおり面接をしないといけないんで、手順、形式はふまないといけないんで」と説明した。

これを聞いた訴外桂は、形を踏むために面接をするので、面接を受けるのは自分ひとりだと思っており、原告も面接を受けるということをまったく知らなかったという。訴外桂は、原告が残るなら自

分は行けないと一貫して思っていたので、その旨を本郷部長に告げると、本郷部長は、「まあ、どうかそんなことをおっしゃらないで。いや、うちは桂さんしかいないんです」と訴外桂を説得したとのことであった。

イ 虚偽の説明

このように、本郷部長が訴外桂に対しておこなった、「原告は了解して辞める」という説明は、全くの虚偽である。もしも原告が了解してすてっぷから去るというのであれば、当然、豊富な人脈をもつ原告の意見をも聞きながら、後任者のリストアップをしたはずであるが、現実には、被告豊中市は原告に全く知らせぬまま候補者のリストアップをし、就任要請をしてきたのである。

ウ 選任を確約

被告豊中市は、「平成16年2月9日、人権文化部長は被告財団山本事務局長と共に訴外桂に面談した。この点につき、被告豊中市は、当時、インターネット上に『三井マリ子館長不当解雇に対する抗議のお願い』との文章が流され、その中に訴外桂の個人名も掲載されていたことから、訴外桂に不安を懐かせないため、「事務局体制強化のための組織変更であって、ホームページで流されているようなバックラッシュのせいではない。心配はいらないので静観しておいてほしい」旨を述べたと主張する。

これは、被告豊中市が、この時点までに打診していた候補者の全てに就任を断られており、ただ一人、就任を承諾してくれた訴外桂にも就任を断られることを恐れたため、訴外桂に面談の上、選考委員会直前にも、選任を確約して慰留を計っていたものである。

(2) 不公正な選考委員選任と訴外桂選考のための選考委員会

被告財団は、理事長が、理事会での理事長一任を受けて、選考委員会の構成について、委員の属性バランス、男女の均衡、理事会の出欠状況等を考慮して5名の理事を選考委員に選任したとして、その公正さを主張する。

そして、被告豊中市は、被告財団の職員採用選考には、出資者である被告豊中市派遣の理事が慣例的に委員の一員を勤めており、被告豊中市が被告財団に人権文化部長を選考委員に選任させたのではなく、被告豊中市の意向に協力的な理事で採用選考委員会を構成させたこともなく、被告豊中市は選考委員会の人選について何ら関与していないと主張する。

しかし、選考委員の1人は、後任館長候補者リストを作成し、それに基づいてひとりひとりに就任要請(被告書面は、「意向打診」などと表現しているが、正しくは「要請」である)して廻った本郷部長その人である。同部長は、2人(訴外桂と原告)しかいない面接対象者のうちの1人に就任を要請し、その者に現職を退職する覚悟をさせ、その上司に「4月からご迷惑をかけるがよろしく」と挨拶し、ことあるごとに「心配しないように」と気遣ってきた人物である。このような人物が、白紙の状態でも公正に審査を行うことなど到底ありえない。このように公平性を欠いた人選の段階で、選考委員会の公平性は既に損なわれていたと言うべきである。

また、もう一人の選考委員は原告に「事務局から指名されて、お受けしただけだ。」と述べている。ここでいう事務局はすなわち被告豊中市の本郷部長の部下にあたる豊中市派遣職員山本事務局長であり、被告豊中市は、実質的に人選に関与していたのである。

そして、このように明らかに不公正なメンバーで構成された選

考委員会において、被告豊中市が選任していた訴外桂が、予定どおり選任されたのである。

3 原告の館長としての実績評価と被告財団の選考基準（マネジメント能力）について

(1) 訴外桂に対する説得

被告財団は、常勤館長の選考委員会は、公正な選考を行うため選考実施要領を作成し、選考基準、審査方法、質問事項等、客観的に評価できるように検討して選考を行ったものである（丙第17号証の1、2（財）とよなか男女共同参画推進財団職員採用選考実施要領）とし、男女共同参画への意欲・専門性、財団の運営や事業全般の総括、職員の指導・監督についての諸要素を勘案して決定したと主張する。

そして、一方では、原告が非常勤館長として実施してきた事業の企画や講師を担当した講座が一定の成果を上げ、すてっぷの存在感を高めることに貢献したと評価していたことは認めながら、常勤プロパーの館長の「継続性」とは、非常勤館長とは職務内容や役割が異なり、財団運営・事業全体のマネジメントを総括し、職員の指揮監督を行いながら、中・長期にわたる継続的な構想をもって財団運営に臨むことを意味しているので、原告には常勤館長として必要なマネジメントや職員の指揮監督の実績はなく、原告が常勤館長に適任であるということにはならないと主張する。

しかし、被告豊中市から就任要請され選任が確約されていた訴外桂自身も、非常勤の勤務経験しかなく、原告に対し、事務局長としての仕事はできないし、被告豊中市からもそのような仕事は期待されていないと下記のとおり語っていた。

「事務局長という職は事務が堪能でないと無理なのではないか、

これまで市の出向の職員さんがしておられた仕事を引き継ぐのは、私には困難なように思える」

「それらの疑問が良い方向に解かれたので、その場で『それならばお受けします』と申しました。」

「寝屋川にいたとき、私は三井さんと同じような企画をやっていて、週3日の非常勤だった。事務的なこととかはやらないので、そんなこと、やったこともなかったの、事務局長の仕事はわかってなくて。それは、最初に話を持ってこられたとき、『私はそんな公務員のかたがやってられたことをできるとは思えないんですが』と、言ったんですけどね。あのときは後釜見つけたくて必死だったんでしょね。『大丈夫、大丈夫』『そんな実務は、みな下がやりますから』とか言われていた。」

(2) 原告のマネジメント力

原告には、高校の専任教員として40人～50人の高校生を指導管理した経歴、高校教員組合女性部責任者としての経歴、大学講師として200人から数十人までの大学生を相手に講義をしその評価をした経歴、議員として何万人単位の支持者をまとめあげた経歴、度重なる国際会議開催で10人単位のボランティアを指揮監督して成功させた経歴、全国フェミニスト議員連盟の創設に携わり初代代表を務めた経歴、女性団体NGOのメンバーとして会計庶務から統括まで多種多様な職務を担ってきた実績があるし、実際、マネジメント能力があったからこそこれらの役割を果たすことができたのである。

そもそもマネジメント力とは、個人の能力の問題であるが、被告らは、原告の能力そのものを評価するのではなく、非常勤ならマネジメントできないという前提にたって、原告にはマネジメント力が

ないと断定したのである。勤務形態の問題と混同しているのである。被告豊中市は、館長を公募する当初に公募と非公募の他、非常勤と常勤の各メリットとデメリットを検討した上で非常勤で公募することを決定したとして、乙第3号証を提出している。乙第3号証によると、公募であれ、非公募であれ、週3日の非常勤館長では「マネジメントはほぼできない」とされている。すなわち、被告豊中市は、個人の能力如何にかかわらず、非常勤であることから直ちに、マネジメントができないと断定しているのである。

原告は、与えられた権限の範囲内で、館長としてリーダーシップを発揮してことにあたってきたのであって、原告自身にマネジメント力が欠如していたわけでは決していない。

(3) 「第一義的には三井さんです」

被告らは、山本事務局長が「第一義的には三井さんです。」と二度にわたって述べたことは認めるが、被告らが原告を常勤館長として最適任者であると認めたわけではないという。

しかし、「第一義的には三井さんです」の解釈としては、「もしも館長が常勤になった」場合に、そのポストにつくのは第一義的には原告であるということ以外ありえない。

よって、第二義的な人物が常勤館長として最適任者だというためには、第一義的な原告を排除するに足る明らかな経歴と実績があると認められなければならない。

訴外桂の経歴は、民間の女性のための講座「ウーマンズ・スクール」スタッフ、宇治市女性問題アドバイザー（非常勤嘱託）、寝屋川市立男女共同参画推進センターアドバイザー（非常勤嘱託）、京都学園大学・大阪電気通信大学・京都精華大学の非常勤講師、という

ものであり、リーダーシップや管理監督の実績が原告以上にあるとはいえない。

また、それまで就任要請をされ断られた候補者の多くについても、リーダーシップとマネジメントの経歴・実績が、原告に比べて顕著であるとは言えない。

さらに、ある候補者が就任要請を断ったとき、被告豊中市は「だれかいい人いないでしょうか？」と誰でもいいから紹介してほしいと懇願している。被告豊中市にとっては原告の排除だけが目的であったのである。

4 パートタイム労働法指針の適用について

被告財団は、パートタイム労働法指針は、「短時間労働者の雇用の安定、能力の活用、モラルの向上等を図る観点に立って、通常の労働者を募集しようとする場合であって、募集しようとする業務と同種の業務について応募要件を満たす短時間労働者が企業内にいるときは、事業主は、企業外からの募集に先立ち、その短時間労働者に対して応募の機会を優先的に付与するよう努めるものとしたものであること。」等、定めているが、この指針は、短時間労働者と通常の労働者が行なう業務が同種の業務である場合を想定しているものであって、既述のとおり、常勤館長職と非常勤館長職のそれぞれの役割・業務内容が大幅に異なる本件については上記指針の適用はなく、原告が優先的に採用されるべき法的地位にあったということとはできないと主張する。

しかし、組織変更後の常勤館長が、形式的には館長としての仕事に事務局長としての役割を追加したものではあっても、訴外桂に対して説明されていたように、事務局長の仕事は、事実上他の職員が行うのであれば、同種の業務が予定されていたことになる。事実、「面接試験

について（ご案内）」（甲第25号証）には、「館長採用選考にあたっての面接試験」と記載されている。また、訴外桂への説明とは異なり、実質的に館長としての仕事に事務局長としての役割を追加したものであったとしても、館長としての仕事の部分は共通するのであるから、やはり、原告は優先的に採用されるべきだったのである。

5 「被告豊中市の責任」について

(1) 予算・人事を掌握する被告豊中市

被告らは、被告財団が行う男女共同参画に関する事業は、その事業運営について豊中市と連携をとり、また豊中市からの支援、助言を得ながら、財団が自主的に行うものであって、被告豊中市の意向に沿って行っているものではなく、予算や人事、原告の排除計画も被告豊中市の主導で進められた事実はないと主張する。

しかし、被告豊中市は、予算・人事を掌握しており、被告財団が被告豊中市の意のままになることは、前記のとおりである。

(2) トップの判断

組織変更案の内容について、被告豊中市は10月30日に被告財団理事長に説明後、副理事長や他の理事にも説明していない段階でいち早く原告にも説明し、「トップの意向」ということではなく、被告財団及び被告豊中市の事務レベルで協議して練った案を、被告財団理事長及び被告豊中市長にも説明して了承を得ているということであると主張する。また、被告豊中市は、原告から組織変更案見直しの要望がなされたことを受けて、2003（平成15）年12月19日に、人権文化部長と担当課長が原告と面談し、計画の見直しは困難である旨回答し、部長から原告に「計画を見直してほしいというのであれば、他に

何かよい案があるか」と尋ねたが、原告が「私には組織のことはわからない」と回答したから見直しがなされなかったかのような主張もしている。

しかし、原告が「どなたが組織変更を決めたのですか」と聞くと、本郷部長らは「トップの意向で・・・」と言っていた。また原告が12月15日に本郷部長に組織変更計画を考え直してほしいと伝えた際も（甲第33号証）「トップの意向だから難しい」と何度も念を押されたのである。トップの意向とは市当局の意向ということであり、理事会で討論・決定する事項ではないということである。

加えて、本郷人権文化部長と武井男女共同参画推進課長が原告に対し、「これは市として決定した案である」と説明した事実は、被告豊中市自身、認めているところである（被告豊中市第1準備書面13頁）。また、原告から計画見直しの要請がなされても、「計画変更はできないというのが市のトップの判断であった」旨を、平成16年2月1日の理事会において本郷部長が明言しており、この発言は、理事会の議事録にも記載されている（丙第16号証5頁25行目）

(3) 最終案は書き直されていた

被告豊中市は、2004（平成16）年1月10日の被告財団の理事長・副理事長会議において、選考委員会で選考する方針が決められたと主張する。また同会議において、被告財団事務局長がそれまでの被告豊中市との協議をふまえて作成した組織変更案をもとに理事会提出用最終案が決定され、理事会の開催日も2月1日に決定されたと主張する。

しかし、原告は、自分の身分が決定されることになる理事会へ提出される議案が気になっていた。そこで、1月24日、原告は「1週間

後には理事会が開かれるのだから、提出する議案や書類を見せて欲しい」と山本事務局長に要請した。事務局長から渡された書類には1月10日付けと書かれていた。情報から隔離されていることに憤りを覚えた原告は事務局長に「10日に書いているのに、なぜ今まで見せなかったの」とあえて、大勢の職員の前で言った。それが議案（甲第30号証）である。

被告豊中市は、その議案（甲第30号証）は最終案だと称しているが、1週間後の2月1日理事会当日に渡された議案（丙第14号証）とは、数ヶ所にわたって微妙に表現が違っている。特に、甲第30号証では、（4）非常勤館長職の廃止という項目で、「『すてっぷ』立ち上げ段階から知名度と存在感を高めるため配置していた非常勤の館長職（週22.5時間勤務）については、充分その役割を發揮され、すてっぷの発展に貢献されたので、館長職の常勤化に伴い廃止する」との記載がなされていたが、丙第14号証においては、この記載が項目ごと抹消されている。

このように、「財団の理事長と副理事長会議」が最終案と決定した案ですら、被告豊中市の意向で書き直されていたのであり、実際は被告豊中市が全てを決定する立場にあったことは明らかである。

第5 なぜ被告豊中市は、この時期に原告を排除することを決定したのか

1 条例制定と引き替えに三井外しの密約

被告豊中市は、市はバックラッシュの動きに対して毅然たる姿勢を保って対応しており、原告の更迭とバックラッシュの動きは全く別次元のことであり、無関係だと答弁する。

そして、被告財団もこれにそう答弁をする。

しかしながら、次のような事実経過を見ると、この答弁には疑問がある。

豊中市でのバックラッシュの動きは、市長が男女共同参画推進条例制定の意向を表明した直後の2002(平成14)年7月頃から条例制定が決まった2003(平成15)年10月頃までに集中している。

そのバックラッシュの攻撃的な動きに対して、市は当初、対峙する姿勢を見せたが、市議会での条例制定を巡る審議が進むにつれ、対応は弱腰になっていった(訴状30～36ページ参照)。

そして、条例成立の前後から、非常に不明朗、不可解としか言いようのない形で、すてっぷの組織変更の話が持ち出され、新しいすてっぷ館長人事が強引に進められ、その結果、原告がすてっぷ館長から更迭された。

これらの経過を虚心に見れば、条例案をどうしても通したい市が、バックラッシュ勢力に屈し、原告をすてっぷ館長ポストから排除するという密約を同勢力と交わした、としか考えられない構図が浮かび上がる。

以下、詳述する。

2 真の平等実現とバックラッシュ攻撃

あらゆる分野でのあらゆる形態の差別の解消、形式的なものに止まらない実質的な平等、真の平等の実現は、世界中の女性たちの長年にわたる心からの願いであった。すなわち、女性たちは、社会的に作られた性(ジェンダー)によって差別されることなく、また男性も女性も男らしさ女らしさの束縛から解き放たれてそれぞれの個人が自分の個性を生かして自由に生きることができる社会の実現を求めてきた。

国連もこれに積極的に取り組み、1979年「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」が国連総会で採択された。

この条約は、真の平等実現のためには、法形式的なものの制定や修正にとどまらず、慣習、慣行も含めて、従来の固定的な性別の役割分担を見直して、これを解消しようというものであり、前文には、男女の役割分担の解消が不可欠であること、すなわち「社会および家庭における男子の伝統的役割を女子の役割と共に変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」とうたわれている。つまり、そのような真の平等を実現しようという動きは、世界的な潮流なのである。

わが国も、1985年に女子差別撤廃条約を批准し、条約の趣旨に則った国内の総合的な男女平等政策を推進するため、1999(平成11)年に男女共同参画社会基本法を制定した。これを受けて、各自治体でも条例制定の動きが広がっていった(訴状22～25ページ参照)。

しかしながら、このような真の平等実現の流れを嫌悪し、従来の社会的文化的に作り出された男女の特性をいたずらに強調し、男女の固定的役割分担に固執し、平等の推進を阻もうとするグループが現れた。これがバックラッシュ勢力と言われるものである。このグループは、日本各地の男女共同参画条例の制定に際して、組織的な攻撃を始めた。

2002(平成14)年6月、山口県宇部市では、市の審議会が用意していた男女共同参画条例案の内容を大幅に変えて、男女の特性をいたずらに強調した性別役割分担を前提とする条例案がその勢力から提出され、それが可決されるという事態が起こった。

その後、宇部市条例をモデルケースとして、日本各地で条例制定の際に、男女の特性なるものや固定的性別役割分担を前提とする条例に変容させようとするバックラッシュの動きが強まっていった(訴状25～30ページ参照)。

彼らは、行政らが主に使用していた「ジェンダーフリー」という言葉の持つ曖昧さにつけ込んで、あえてジェンダーの意味を生物学的性であるセックスと曲解する。

彼らが言うところの「ジェンダーフリー」はあらゆる性差の撤廃を意味しており、トイレ、更衣室、身体検査も男女一緒、伝統的な鯉のぼりもひな祭りも否定、学校教育では子どもたちに過激な性教育をし、家庭を壊すような革命思想を振りまく、フリーセックス容認の危険思想だ、というのである。

バックラッシュ勢力は、彼らの定義による「ジェンダーフリー」を武器にして、真摯に男女平等を進める活動や政策に対して「ジェンダーフリー思想」「ジェンダーフリー運動」といったレッテルを貼り、デマゴギー（事実に基づかない虚偽の情報の流布、扇動的な宣伝）を展開するという戦術をとってきた（訴状28～30ページ参照）。

3 豊中市男女共同参画推進条例制定までの攻防

(1) 概要

2002(平成14)年3月、豊中市女性問題審議会は、「豊中市における男女共同参画社会の実現を目指す総合行政のあり方について」の答申を出した(甲第11号証)。この答申は、女子差別撤廃条約の理念を実現するための条例を制定する必要性と、条例に盛り込むべき内容を示したものである。

これを受けて、一色貞輝豊中市長は、2002(平成14)年7月15日の市議会臨時会において、上記答申の趣旨にそった豊中市男女共同参画推進条例の制定の意向を表明した。

同条例案は、翌2003(平成15)年3月の市議会に上程される予定とされた。

ところが、上記バックラッシュの動きは、豊中市においてもその例外ではなかった。市が条例制定に取り組み始めた2002(平成14)年7月頃から、市の条例案を宇部市条例のように変容させようとする勢力の動きが市議会内外で活発になった。

同時に、彼らは、すてっぷを「ジェンダーフリー」の拠点と見なし、その館長であり真の男女共同参画社会の実現とジェンダーによる差別のない社会を目指す旗手として著名な原告ならびに、すてっぷに対して猛烈な攻撃を開始した。

市議会内では、答申の趣旨に添った条例の制定を断固阻止するという立場の北川悟司議員らが、市長与党に属する議員であるにも関わらず、彼らの定義による「ジェンダーフリー」の阻止の名の下に、市が予定する条例案に対して激しい攻撃を続けた。その内容はバックラッシュ勢力が各地で展開するデマゴギー、レッテル張りそのものであった。

市は、当然同議員らに条例案への賛同要請の働きかけをしたであろうが、その効果も無く、予定していた3月議会への条例案の上程を断念。市長の公約の実現が頓挫するという事態が生じた。

被告豊中市は、3月議会の上程を延期したことについて、「男女共同参画について様々な意見や要望が出されていることから、3月議会に上程した場合審議が長期化して継続審議となり、議員の任期満了により自動廃案になる可能性がある」と判断したからであってバックラッシュの動きの影響によるものではない」と弁明する。

この弁明に言う「様々な意見や要望」の多くがまさにバックラッシュ攻撃であることは、次項で述べる具体的内容を見れば明らかであり、上記弁明事態が、市が、市議会内での反対派議員らの賛同を得られる見込みがない為上程を断念せざるを得なかった経過を自認

するものに他ならない。

その後、同年9月の市議会への上程に向けて、8月頃から市の人権文化部や男女共同参画課が前もって議員らに説明と意向確認に動いた。

行政としては、市長が公に制定を表明した条例案を再度上程すらできない、あるいは議会で可決出来ないという事態は、なんとしても避けたかったであろうこと、その為翻意を求めて反対派議員に説得を続けたであろうこと、その過程で、北川悟司議員ら反対議員の多い与党「新政とよなか」などの会派が賛成に回るとの確約を得たであろうこと、その上で条例案の上程に至ったであろうことは想像に難くない。

そして、条例案が市議会に上程されることが確定した頃から、1年以上にわたってあれほど執拗に繰り返されたすてっぷと原告に対する市議会内外での攻撃が静まった。

同年9月16日に、男女共同参画推進条例案が上程された。

この審議を巡る9月定例会の本会議ならびに総務常任委員会で、反対派議員らは、相変わらず、彼らの定義による「ジェンダーフリー」攻撃とすてっぷ批判を繰り返し、市の提出した条例案に対して、逐条的に異議を唱えた。それはどう見ても反対意見としか理解出来ない意見だった。にもかかわらず、奇妙なことに、最終的にはそれらはいずれも賛成討論としてまとめられ、9月24日の総務常任委員会において反対派議員は賛成の起立をするに至った。これを受け、10月1日の本会議では、反対派議員ら全員が、市の出した条例案に何の修正も求めず賛成したのである。

その結果、本条例案は可決され、2003(平成15)年10月10日、豊中市男女共同参画推進条例が公布、施行された。

3月議会への上程を阻止するほどの猛反対の勢いからすれば、条例案のどこも修正せずに賛成に回ったのは、不可解というしかない。

(2) バックラッシュ攻撃の経緯

すてっぷと原告に対する豊中市におけるバックラッシュ攻撃の内容は既に訴状で述べたが、あらためて条例の審議経過と対応させて時系列で並べてみる（別表参照）。

2002(平成14)年7月8日

M氏が、「ジェンダフリーの危険性を学ぶ」という会合名で、すてっぷの部屋の借り入れを申し込んできた。これに対し、すてっぷは、その会合名から見てすてっぷの設立趣旨に反するものと判断し、目的外使用であると断った。

M氏は、後述する北川悟司市会議員が理事長である「教育再生地方議員百人と市民の会」の事務局長を務める人物である。

その後、M氏が豊中市の男女共同参画室に抗議し、文書回答を求めたところ、市の裁量で、一般使用として使用が許可された（甲第16号証）。

豊中市は、この申し込みとその裁量について、「ジェンダフリーについてよく知らないので勉強するためとの趣旨の文書提出があった」から許可したと弁明する。しかし、それならば、すてっぷの設立趣旨と異なる会合でも、同様の文書さえ提出すれば、どんな講座名でもすてっぷで開けることになる。講座名は多くの人目に留まる案内板等に表示される。同会への貸出しはどうみても、「すてっぷの事業に支障がない場合」には該当せず、市は、自ら定めた規則に違反する許可を指示したのである。

これは、市のバックラッシュ攻撃への最初の譲歩であった。

2002(平成14)年7月18日

I氏が、同じような趣旨ですてっぷの部屋の借入れを申し込み、その後も北欧の男女平等政策を批判する内容を含む会合で部屋の借入れを申込んだ。

これらの申込みのチラシの発信元はいずれもM氏の住所であった。市は、このいずれに対しても、目的使用として使用を承認した。

2002(平成14)年7月25日

一色市長が、市議会臨時会で、条例制定の意向を表明した。

この臨時会で、豊中市の予定する条例の制定に反対する北川悟司議員は、概要次のように発言し、彼らの定義する「ジェンダフリー」を使って、攻撃を行い、宇部市条例のような条例の制定を求めた。

「宇部市の条例は、男らしさ・女らしさ、専業主婦、家族の役割など、日本の伝統と文化及び地域的特性を背景とした基本理念を定めたもので、共感する。豊中市の条例も、このような内容のものにすべきである。」

「ジェンダフリーの中身に、疑問を持っている。例えば男らしさ、女らしさをことさら排除したり、子どもも大人と同様の権利があるとする考え方、『ラブ&ボディ BOOK』の冊子の中身の底辺に流れる中学生、高校生のセックスを容認するような迎合、このようなジェンダフリー思想は私は否定する。」

「ジェンダフリー思想は新しいものではなく、20世紀初めロシア革命後のソ連で、レーニン時代に展開された新しい社会システムである。女性は家庭から出て労働し、生まれた子どもは社会で育てる。その結果、父親のわか

らない子どもが激増し、父母の愛を受けない子どもが成長し、犯罪が激化、増加したと、社会は乱れに乱れたと」

北川悟司議員は、豊中市のバックラッシュ攻撃の中心人物であり、M氏らと近い関係にあり、市議会内における条例反対派議員の中心的存在である。また、バックラッシュ攻撃を進める全国組織「教育再生地方議員百人と市民の会」の理事長でもある。

同議員は、市議会の第2与党である「新政とよなか」に所属し、同議員や他の議員らの先導により「新政とよなか」全体も条例反対の立場に傾いていた。

2002(平成14)年8月2日

総務常任委員会で、北川悟司議員は、M氏、I氏らの前記すてっぷの部屋の借入れ申込の問題を取り上げ、概要次のような発言をし、すてっぷを非難した。

「すてっぷの貸し室申し込み業務の基本的な考え方が、目的使用の方にこだわり過ぎていないかどうか、一度職員意識を点検していただきたい。」

また、予定されている条例案の内容について、「例え国の基本法と違っても、豊中らしい良識ある条例の制定をもとめる」と、前回同様宇部市条例を念頭に置いた発言を繰り返した。

更に、「フェミニズム運動は男女平等を目指す女・子どもだけの運動ではない。背後には、日本の革命を目指す勢力または日本の健全な文化と秩序を内部から崩し、力を弱めようという勢力が隠れている。ジェンダーフリー運動は、その勢力が周到に準備し遂

行している革命戦略の一環である。」と、自身が信奉する学者の論文を引用し、前回同様、ジェンダーフリー運動は革命戦略であるとのデマゴギーを繰り返した。

2002(平成14)年9月24日

女性M氏が、「有本恵子さんの人権を考える会」の会合名で、すてっぷの部屋の借入れの申込みをした。すてっぷは、一般使用として許可したが、後に、豊中市の指示で目的使用に変更された。

なお、同会合の主催者である「救う会・大阪」は前記M氏が代表者である。

2002(平成14)年10月11日

豊中駅前で、「ジェンダーフリー運動は、家族・家庭を崩壊させてしまう」、「『ジェンダーフリー教育』の『すさまじさ』をご存知ですか」との、彼らが定義づけた「ジェンダーフリー」を攻撃するビラ（甲第13号証）がまかれた。

2002(平成14)年10月25日

総務常任委員会で、北川悟司議員は、すてっぷの蔵書に言及し、フリーセックスを勧め、シングルマザーを勧め、夫婦別姓を勧め、離婚を勧め、専業主婦を馬鹿にして働く女が偉いんだという、ジェンダー関係の本、従軍慰安婦の本等に偏っていると攻撃した。

これらは、ジェンダーによる差別のない男女共同参画社会の趣旨も、蔵書の中身も正確に理解しようとしなない批判である。

2002(平成14)年10月26日

バックラッシュ勢力が主催する「男女共同参画社会を考える市民の集い」において、北川悟司議員は、概要次のような発言をした。

「すてっぷという施設が豊中の駅前にある。男女共同参画推進財団が運営している。(中略)そこがジェンダーフリーの拠点になっておる。」

「豊中の場合は、来年3月に(条例が)制定される。ご存知のように宇部市に良識ある条例ある、これは良い手本になる。来年3月には、こちらの方が議員提案をしながら、変な意味での条例制定を断固阻止するというこ
とで、我々議会人としても力いっぱい闘って参ります」

この発言は、同議員が、すてっぷを彼らの定義による「ジェンダーフリー」の拠点と決めつけて敵視し、攻撃の対象としていること、市の条例案を宇部市条例のように変容させようとしていることを顕著に示している。

2002(平成14)年11月21日

すてっぷでの原告の講演の後、参加者の2人の女性から講演の内容とは全く関係のない「結婚しているか」「子どもを育てたことがあるか」「宇部市条例に賛成か」等々の質問が浴びせかけられ、原告がそれらに対しても誠実に回答した後も、更に事務室まで追いかけて来て執拗に質問するという嫌がらせがあった。

2002(平成14)年12月3日

豊中市役所前で、「ジェンダーフリーは女性の敵」「すてっぷの館長三井マリ子さんは、男女共同参画社会についての市民からの

質問に答えない！逃げている！」という内容のビラ（甲第14号証）がまかれた。

2002(平成14)年12月6日

すてっぷに、実名を明らかにせずオンブズマンを名乗る男性から「館長は三井か」、「館長の任期はいつまでか」と執拗に聞く電話があった。

この電話は、原告を館長から排除しようとするバックラッシュ勢力の意図を伺わせる。

2002(平成14)年12月18日

市議会定例会で、北川悟司議員は概要次のような発言をし、「ジェンダフリー」関係の図書を、即刻すてっぷおよび学校関係の蔵書から廃棄せよと迫り、「ジェンダフリー」思想が学校教育を浸食していると批判した。

「ジェンダフリーという言葉はいわゆる和製英語であり、男女の性を解消し、中性化しようなどという主張は、日本以外の国では行われていない。まさに世界の非常識といったところである。豊中市が進めようとしている男女共同参画とジェンダフリーは全く異質のものであるならば、すてっぷライブラリーの蔵書の中にある多数のジェンダフリー関連の図書は、市民に誤解を生む原因となる。一方的な思想を植えつけるような図書は、すてっぷをはじめ学校図書館などから即刻廃棄すべきである。」

「学校におけるジェンダフリー教育並びに男女平等教育について。今回質問した性教育は、男女を問わず子どもにコンドームを配り、装着の実習も行うなど、男子・女子の特性や個々の生徒の考え方や生活実態を無視し

た画一的な教育と言わざるを得ない。ある中学校の保護者向けの学年だよりにおいては、性教育の報告として、「必要になるのはあすかもしれないし、10年後かもしれない」などと大きなタイトルを入れ、避妊やエイズ予防にコンドームを使えば中学生でもセックスしていいと、子どもたちが勘違いするような内容のものもあった。このような教育が性教育の一環として堂々に行われていることは、先ほど来述べている、いわゆるジェンダーフリーの思想が学校教育を浸食していると私は見ている。」

2003(平成15)年2月

豊中市は条例案を3月定例会に上程することを断念した。

2003(平成15)年3月20日

総務常任委員会で、北川悟司議員は、2002(平成14)年度市民活動支援助成事業に選ばれた5団体のうち3団体の名称に「ジェンダーフリー」という表現が使われていることについて、次のようにすてっぷ攻撃を展開した。

「平成14年度『すてっぷ』が助成している団体が5団体ある。ジェンダーフリーネットとよなかを含めて、5団体のうちの3団体がその名称に『ジェンダーフリー』がついている。例えば、実践するジェンダーフリープロジェクト、これはストップ・セクハラ・阪大ネットワークというところ。それから、すてっぷ・UP・ファミリー！！－親と子のジェンダーフリー教育－と。これは特定非営利活動法人アートフル・エフというところ。そのほかには、ジェンダーの視点から“女性映画”を楽しもう、これすてっぷ・ネット、それから「広報とよなか」に一緒に載っておった木と氣と展2002委員会というところ、5団体あって3団体もやはりジェン

ダーフリーという言葉の団体が含まれておる。ちょっと僕これは考えないかんと思う。15年度も今募集しておられますね。三井館長を初め4人の方々が採否の決定をするということだが、誤解を生まないように、大いに気をつけて、正しい姿での男女共同参画が推進されるような、そういった素地づくりをしていただきたいとすてっぷに伝えてほしい。」

2003(平成15)年8月

豊中市は条例案を9月定例会に上程すべく、市議会議員に対し説明にまわる。

2003(平成15)年8月29日

新興宗教の教会であるモラロジー会館で、北川悟司議員が関係する会の席上、多数の聴衆の前で、ある女性が「すてっぷの館長は『講演会で、専業主婦は知能指数が低い人がすることで、専業主婦しかやる能力がないからだ』と言った」との内容の発言をした。

原告がそのような発言をした事実は全くなく、上記発言は、根も葉もない原告への誹謗中傷である。しかしながら、条例案上程を前にして、それが噂として流布されていった。

2003(平成15)年9月

この頃、大町祐次豊中市議会副議長が、人権文化部部長、男女共同参画課長、人権文化まちづくり推進部長、男女共同参画推進課長補佐に、上記の原告の「専業主婦云々」の噂が流れていることを伝えた。

2003(平成15)年9月16日

豊中市は、9月定例会に豊中市男女共同参画推進条例案を上程した。

当本会議で、無所属であるが市の条例案に反対の立場をとる橋本守正議員が、概要次のような発言をし、市に答弁を求めた。

「豊中市は、長年にわたって女性の地位向上や女性の権利拡張のための女性政策を進められてきたことは評価すべきだが、その間に女性政策に力を入れすぎたことによる片寄りが生じている。」

「私の地域の曾根では毎年盆踊りをするが、慰労会の準備で机を並べたり、飲み物や料理を並べてくれるのは男子中学生。女の子はただ見ているだけ。女性の地位向上や女性の権利拡張を大人の世界のことと思い推進している間に、子どもの世界ではそうした現象が現れている」

「条例は国の基本法の5条に違反しているのではないか」

この本会議では、橋本議員のこの発言が条例案への唯一の反対意見とされた。ところが、同議員は自席に戻って後、何故か突如「自席から失礼ですが」と異例の不規則発言をして、「この条例案が付託されます総務常任委員会におきましては、十分なご討議をいただけますようお願いして終わります」と述べた。不可解な終わり方であった。

そして、条例案が付託された総務常任委員会では、次項で述べるように、北川悟司議員らが条例案への反対意見としかとれない奇妙な賛成意見を述べた。

2003(平成15)年9月24日

総務常任委員会で、自民党に所属する喜多正顕議員は概要次のような発言をした。喜多議員は北川議員が理事長である「教育再生地方議員百人と市民の会」に名を連ねている。

①「ジェンダーフリー」に関する発言

「いわゆるジェンダーフリーの考え方に基づいている部分が本条例にあるのではないか」

「ジェンダーフリー、男女の区別を認めないと言う考え方はさまざまな良識はずれの弊害をもたらす」

「例えば、日本の伝統である鯉のぼりやひな祭り、そういったものを否定してしまう考え方につながっていくのであり」

「男女の区別というものが全くないわけですから、トイレの共用とか、ちょっと極端と言われるかも知れませんが、お風呂の混浴、これを望ましいとしたりする考え方すら行きついたりすると、私は危惧しております」

「男らしさや女らしさをテーマにした小説でありますとか、あるいは女の幸せは結婚とするような歌、男は仕事、女は家事と役割分担した童話も、男女共同参画の精神に反すると言われてまして、例えばおじいさんは山に柴かりに、おばあさんは川に洗濯にという童話桃太郎も否定するということでもあります。瀬戸の花嫁もよくない、こういう話もあります。」

「学校では、男女混合名簿として、女である、あるいは男であることを意識させない教育が行われて参りますし」

「男女別の身体検査も区別となるので否定され、あるいは修学旅行で男女同じ部屋で楽しくという考え方もあると聞いております」

「女のズボン、男のスカートを認める。そういうことすら考えられる」

「男でも赤いランドセルになり、木登りする男の子、野球部の女性マネージャーでも男女差別となり、良妻賢母という言葉認めないというわけであり」

「日本の良き文化や風習、風俗、芸術が排除されていく危惧がある」

②「家庭の重要性」に関する発言

「本条例は男女がその特性を生かして、家庭を形成していくという観点
が全く欠如している」

「本条例は（家族を構成する男女が）家庭活動以外の活動を行えるように
することというが、家庭生活以外の活動をするかどうかは家庭内で決める
ことで、専業主婦を否定することにならないか」

「固定的な性別役割分担を本条例は全くの悪であると言っている」

「女性が社会に出ていくと、どうしても家庭がおろそかになりがちである。
その点をしっかり押さえないと大きな代償を払いかねない」

③「性の自己決定」に関する発言

「本条例の性と生殖に関する規定は、妊娠中絶容認に受け取られないか。
答弁では不幸な中絶を避けるためということだが、胎児の生存権につい
て曲解されかねない」

また、「新政とよなか」所属の大町議員は、彼らの定義する「ジェンダーフリー思想」が条例に含まれていないかどうかと質問し、ジェンダーによる差別のない社会をつくるのが女子差別撤廃条約や男女共同参画社会基本法、豊中市条例案の目的であるにもかかわらず、その方向と逆の条例を作れという趣旨の発言をした。ところが、同議員は、最後には、市の提出した条例案に賛成の立場をとった。

委員会副議長を務める「新政とよなか」所属の北川議員は、市が

上程した条例案と自分が望む条例案とを逐条的に対比した資料を配布して、それを基に市の条例案を長時間にわたって批判した。

その中で概要次の3点を質問した。「幼稚園、学校でのジェンダーフリー教育、これを今後肯定・推進していくようなことはあるのか」「日本のよき伝統・文化を大切にしていこうとしているのか、従来からの社会制度や慣行も大切に考えていこうとするのか」「事業者の経営や雇用の自主裁量権を不当に侵害することはないか」。

これら3点に対して市は、それぞれ「機械的、画一的にフリーにする、取っ払うという意味ではない」「性別によって規範化され、それが男女の選択肢をせばめるものであればそれはあってはならない。阻害する要因になっている制度慣行は見直す」「事業者への自発的な取り組みを期待する」と答弁した。

しかし、北川議員は、なおも「各所にジェンダーフリー思想を言いかえた文言が入り込んでいることは、まことに残念の限りである」と言いつづけた。

このような発言の帰結は、条例案への反対表明となるのが当然であるが、同議員もまた、最終的には、賛成討論であるとして締めくくった。

北川議員らは、このようにして男らしさ女らしさ、男女の固定的性別役割を認める内容を条例に盛り込むべきだとする意見を述べた。しかし、男女の固定的役割分担の解消は、女性差別撤廃条約のみならず男女共同参画基本法第4条においても「男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがある」とされ、その解消は同法14条に基づく地方自治体の施策においても基本とされている精神である。すなわち、北川議員らは、市の条例の基本姿勢そのものに反対なのである。しかしながら、総務常任委員会の賛否を求め

る採決の際には、こぞって賛成の起立をした。

この奇妙な現象の背景には、事前に何かが約束されたことが推察される。

2003(平成15)年10月1日

豊中市男女共同参画推進条例可決

同日の定例会本会議で、北川悟司議員は実質的には反対討論である次のような発言をし、条例案の内容には賛成しがたしとしながらも、採決の際には条例案に賛成した。

「豊中市男女共同参画推進条例案につきましては、提案された内容と文言については、一部我々会派としてどうにも理解に苦しみ、容認しがたい部分がある。」

「随所にジェンダーフリー思想に基づいた表現や文言が入り込んでいることはまことに残念の限り。」

「本条例案には、例えば男女が性別にかかわりなくとか、固定的な性的役割分担、それに基づく制度や慣習、機会均等と結果平等を混同させるようなあいまいな表現、家庭生活の活動などというジェンダーフリー論者がよく口にする表現が随所に見られ、市民や事業者に対して男女の固定的役割を連想させる表現さえも問題とするところに、国の基本法同様、その影響をうかがわせる。」

「先人によって培われてきた日本のよき伝統と文化、外国には見ることでできない日本ならではの人間社会におけるすばらしい慣習までをすべて悪として断罪されようとしていることに大きな危機感を覚える」

「現在、すでにさまざまな分野でジェンダーフリー政策が実施され、恐るべ

き結果を生みつつある。学校では男女混合名簿、過激な性教育、家族を崩壊に導くような家庭科授業などが児童生徒に大きな影響を与えている」

「また、新聞報道でも明らかなように、運動会で騎馬戦や組体操を男女一緒に行ったり、着替えを男女同じ部屋で行ったり、また校外宿泊学習で同じ部屋に宿泊させたり、男女まぜこぜにすることは、学校現場では随分前から実施されており、これも男女同質化をめざすジェンダーフリーの思想が学校にはすでに早くから導入されている。」

「一般社会においては、家庭の破壊、育児の放棄、社会の解体がひそかに進められており、男女が互いに協力するべきはずのものが、男女を敵対関係に置き、男女の関係を新たな階級闘争の具にするような動きが見られる。」

2003(平成15)年10月10日

豊中市男女共同参画推進条例公布・施行

(3) すてっぷの「組織変更による事務局長兼務常勤館長化」の動き

上記のような攻防と平行して、3月議会に条例上程の断念やむなきに追い込まれた後の5月頃から、豊中市は、すてっぷの「組織変更による事務局長兼務常勤館長化」の動きを急浮上させ、急ピッチで、この実施を目指した。

また、2003(平成15)年秋には、前年まで原告が担当していた講座の予算が次年度予算から削られた。

更に、それまですてっぷの全体会にかけられていたバックラッシュに関する実情や対策等が、その頃から全体会では話されなくなり、情報の共有もなくなった。

そして、遂には本準備書面第3、第4項記載の通り、原告に正式な伝達も無く、常勤館長就任の意思確認もしないままに、被告豊中市人

権文化部長らがすてっぷの常勤館長の候補者のリストアップに着手し、11月初めには、後任候補者Aに就任を要請し、断られると、11月11日には、後任候補者Bに就任を要請し、断られた後、11月末頃には候補者Cに就任を要請したが、これも断られるや、12月16日には、三井は退職を了解していると虚偽の説明をしてまで後任館長候補である訴外桂容子から就任の受諾を取り付けるという、素早い動きをしている。

この豊中市の迅速かつ強引な動きは、何が何でも原告をすてっぷの館長から外さなければという強い思いを感じさせる。

このような不明朗な選考過程を辿って、原告は館長から更迭された。

これらの一連の動きを俯瞰すれば、市がバックラッシュ攻撃に屈し、条例制定反対派議員の賛成を取るために、原告の更迭を密かに約束したものと推認できる。

(4) 条例制定後も被告豊中市以外で行われた原告への攻撃

原告は、被告豊中市のすてっぷで非常勤館長を勤める傍ら、福井県武生市でも男女平等オンブッドを勤めていた。

上記のように被告豊中市が原告をすてっぷ館長から更迭させるべく後任候補に就任要請に回っていた頃と時期を同じくして、2003(平成15)年11月27日、北川悟司議員ら「新政とよなか」の市会議員8人全員が、「子育て支援」視察の名目で、武生市を訪れた。ちなみに、同市は、「子育て支援」で格別の実績があるわけではなく、「新政とよなか」の議員全員で視察に来ることは、極めて不自然なことであるが、これを契機にその後、豊中市の「新政とよなか」の一部の議員と、武生市の一部の議員らが、たびたび原告についての情報を交換するようになった。

また、2004(平成16)年1月31日に東京・品川で開かれた会合の翌日、路上で、「新政とよなか」の市議が、武生市議会議長に、「武生にも三井マリ子が行っているだろ。あれはやめさせなきゃいかん。」と語った。

同年3月、衆議院ならびに武生市議会において原告に関わる質問がなされた。衆議院の予算委員会では「日本会議」傘下の「日本女性の会」で副会長を務める西川京子議員が、武生市男女平等オンブッドのしたことを批判的にとりあげ、武生市議会では、なぜか豊中市の学校の男子用女子用のトイレについての質問が唐突になされた。

その後、武生市では、男女平等オンブッド2人のうち原告のみが、2004(平成16)年8月で任期満了後再任を拒否された。

原告を豊中市のすてっぷの館長から更迭させたことに勢いを付けたバックラッシュ勢力が、豊中だけにとどまらず、武生市からも原告を追い出してとどめを刺そうと画策したものである。